

北海道議會時報

第 7 卷 第 1 号

昭和 30 年 1 月



北海道議會事務局

— 第 1 号 目 次 —

議会の動き

第四回定例道議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

本 会 議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

常任委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

特別委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

予算特別委員会

決算特別委員会

総合開発調査特別委員会

冷害凶作対策特別委員会

台風十五号災害対策特別委員会

決議・意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

請 願・陳 情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

会 合

全国都道府県議会議長会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

九都道府県議会議長会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

地方制度調査会第七回総会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

資 料

揮毫油譲与税の十一月交付額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

入場譲与税の十月交付額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

入場譲与税の一月交付額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

第四回定例道議会の議決を経た条例の公布調・・・・・・・・ 55

雑 録

地方行政疑義問答集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

報道から拾う・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

入場税の滞納と体刑

停電ストに判決

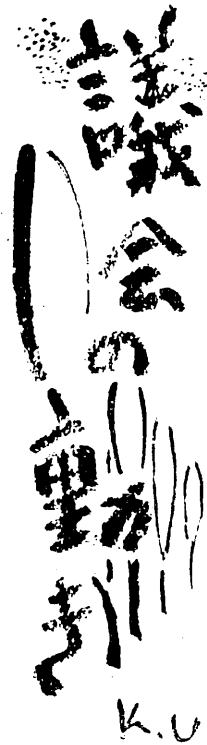
図書室だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

十二月のメモ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

表紙写真

荒井山近傍 (札幌郊外)

北海道議会議務局撮影



第四回定例道議會

第四回定例道議會は、十二月十八日招集、同日開会、警察費、社会保険費等の追加を内容とする追加更正予算、年末手当支給条例等を主題とし、小林事件の報告、ヒロボン問題、日ソ経済交流促進問題、開発行政の一元化問題等が取り上げられ、会期を延長して同月二十八日閉会した。

なお、審議の経過次のとおり。

議事 計	提 案 者	提出 案件		議決の要領					計
		可決	修正 議決	同意 議決	承認 議決	答申 議決	報告	継続 審査	
四一	四一	三二		三	三	一		一	四一
三三	三三	二							三三
四四	四四	四							四四

議案

第四回定例会に知事から提出のあつた案件

提出月日	番 號	件 名	議事経過
一一、一八	一	昭和二十九年北海道費歳入歳出追加更正予算	一二、二八 原案可決
	二	昭和二十九年北海道費医科大学費歳入歳出更正予算	同
	三	昭和二十九年北海道病院費歳入歳出更正予算	同
	四	昭和二十九年北海道電気事業費歳入歳出追加予算	同
	五	昭和二十九年北海道自転車競技費歳出更正追加予算	同
	六	昭和二十九年北海道有林野事業費歳入歳出追加予算	同
	七	北海道起債に関する件	同
	八	北海道起債議決変更の件	同
	九	北海道起債議決変更の件	同
	一〇	地方宝くじ発売の議決変更の件	同
	一一	財団法人北海道住宅建設公社に対する資金貸付中一部議決変更の件	同
	一二	昭和二十九年における冷害及び風水害等による被害農家に對する米麦の売渡に関する予算外義務負担の件	同
	一三	昭和二十九年の台風及び冷害の被害農業者に對する資金の融通に伴う損失補償並びに利子補給に關する予算外義務負担の件	同

本 会 議

○十二月十八日、午後一時二十分蒔田議長開会を宣し、引続き開議、まず補欠選挙において当選した議員及び所属変更による議員の議席変更指定、補選当選議員（岩田、遠藤議員）の紹介、会議録署名議員の指名、諸般の報告の後、日程に入り、日程第一常任委員の補充選任を議題とし、水産、農地開拓常任委員に岩田議員（自）農務、林務常任委員に遠藤議員（社左）を選任決定、次に日程第二議案第一号乃至第二十五号、報告第一号乃至第三号、諮問案第一号を一括議題とし、知事の説明を聴取の後、議案第十六号乃至第二十二号、第二十五号は質疑省略、直ちに委員会付託について諮り、異議なく総務委員会付託、ついで大久保議員（協俱）よりヒロポン禍対策について緊急質問、特に衛生行政上の対策、密造、密売等についての取縮りの状況並びに今後の対策、高校生等の学業と運動の板ばさみについての対策について質し、知事、道警本部長、教育長より答弁があつて、次に安達農地開拓委員長（自）より、第三回定例議会にて継続調査付託になつた農地開拓部職員の不正事件に対する調査の経過並びに結果について報告が行われ、予め時間延長の後、午後二時四十九分一旦休憩、午後六時十九分再開、立原総務委員長（自）より議案第十六号乃至第十九号、第二十二号、第二十五号の審査の経過並びに結果について報告（なお、議案第二十号、第二十一号は未だ審議中であるため改めて報告する旨も併せて）これを諮つて異議なく委員長報告通り原案可決に決し、ついで議案調査のため二十一日一日休会について諮り、異議なくそのことに決し、午後六時三十一分散会。

一三、一八	一四	昭和二十九年台風第十五号による被害漁業者等に対する資金の融通に伴う利子補給並びに損失補償に関する予算外義務負担の件	同	一五	有畜農家創設特別措置法による家畜導入資金の融資に伴う損失補償に関する予算外義務負担の件	同	一六	釧路郡釧路村及び昆布森村を廃しその区域をもつて釧路村を置くの件	同	一七	松前郡福島町及び吉岡村を廃し、その区域をもつて福島町を置くの件	同	一八	歌葉郡熱帯村寿都黒松内村及び樽岸村を廃し熱帯村黒松内村及び樽岸村の一部の区域をもつて三和村を置くの件	同	一九	歌葉郡歌葉村磯谷村、寿都郡寿都町及び樽岸村を廃し歌葉村磯谷村、寿都郡寿都町及び樽岸村の一部の区域をもつて寿都町を置くの件	同	二〇	宗谷郡宗谷村を廃しその区域を稚内市に編入するの件	同	二一	檜山郡泊村及び江差町を廃しその区域をもつて江差町を置くの件	同	二二	三和村寿都町の郡の区域を定める件	同	二三	風俗営業取締法施行条例の一部を改正する条例制定の件	同	二四	工事請負契約の締結に関する件	同	二五	損害賠償事件応訴等の件	同	二六	昭和二十九年台風第十五号による被害小企業者に対する復旧資金の融通に伴う利子補給に関する予算外義務負担の件	同	二七	昭和二十九年台風第十五号による再建資金融資に関する中小企業信用保険法に基づく保険料の補給に関する予算外義務負担の件	同	二八	北海道建築審査会選任につき同意を求める件	同	二九	北海道職員に対する昭和二十九年十二月における期末手当の支給に関する条例制定の件	同	一三、二五	原案可決
-------	----	---	---	----	---	---	----	---------------------------------	---	----	---------------------------------	---	----	--	---	----	--	---	----	--------------------------	---	----	-------------------------------	---	----	------------------	---	----	---------------------------	---	----	----------------	---	----	-------------	---	----	--	---	----	---	---	----	----------------------	---	----	---	---	-------	------

知事説明要旨

只今議題となりました昭和二十九年年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他につき、その大要を御説明申し上げたいと存じます。

今回は、国の補正予算の成立に見合つて警察費の補正増額を行うことといたしました外、社会情勢の現状に鑑み、生活保護費、失業対策事業費等の社会保障費並びに、当面緊急さしおき難い経費等につき措置することといたした次第であります。

普通会計において総額を追加工上いたします反面

特別会計においては

の減額をみることであります結果、両会計を通じ 六億九千七百八十六万円

先づ普通会計の歳出中、警察費から順次御説明申し上げたいと存じます。冒頭にも申述べましたように、国の補正予算の成立によつて警察費の不足額に対する財源の見直しを得ましたので、道警察行政の実態をも勘案し、その充実に努めますため今回増額補正の措置をいたしました次第でありまして、その経費を大別いたしますと

公安委員会運営費 二百六十四万円
警察行政費 一億九千二百二万円
警察職員費 一億二千六百三十三万円
合せて 三億二千九十九万円

を追加工上いたしました次第であります。

次に社会保障費関係経費について申し上げます。

冷災害及び社会経済事情の変化等の影響下において、失業者或は生活困窮者等の漸増いたしております現状に鑑み

失業対策諸費 三千八百九十二万円
生活保護費 一億四千六百八十七万円
生活保護対策費 三百五十万円
社会事業振興費 八十万円

収入の確定乃至は義務的経費等において、当面急を要する経費といたしまして

報告

一二、二五	三〇	北海道学校職員に対する昭和二十九年十二月における期末手当の支給に関する条例制定の件	一、二、二五 原案可決
同	三一	北海道地方警察職員に対する昭和二十九年十二月における期末手当及び勤勉手当の支給に関する条例制定の件	同
同	三二	北海道知事等に対する昭和二十九年十二月における期末手当支給に関する条例制定の件	同
同	三三	関大闘鶏等取締条例を廃止する条例制定の件	審議未了
同	三四	国営土地改良事業負担金徴収条例制定の件	一、二、二八 原案可決
一二、二七	三五	北海道方面公安委員選任につき同意を求める件	一、二、二八 同意議決
同	三六	札幌市札幌市に編入する件	一、二、二八 原案可決

諮問案

一二、二二	一	専決処分報告の件	一、二、二八 承認議決
同	二	専決処分報告の件	同
同	三	専決処分報告の件	同
同	四	昭和二十八年度北海道歳入歳出決算に関する件	継続審査
一二、一八	一	釧路市津別町間無軌条電車敷設特許申請につき意見を求むるの件	一、二、一八 答申議決

は、

産業経済費関係において

主要食糧集荷促進費

農作物冷害対策費

浅海増殖施設費

開拓審議会費

道営塩浜排水事業費

道営軌道客土事業費

道営畑地灌漑事業費

交換分合施設費

農業委員会施設費

入殖施設災害復旧費

中小企業振興対策費

を

土木事業費においては

災害土木復旧費

道路局部改良費

道路小破修繕費

樑架換費

水防費

岩内町都市復興事業費

を追加計上いたしております。また

教育費においては

小学校費

盲ろう学校費

保健体育費

を見込みました。

以上の外

保健所費

優生保護諸費

伝染病予防諸費

二百八十二万円

一千六百六十四万円

二百万円

百二十六万円

六百四万円

五百十五万円

五百七十三万円

百五十七万円

一千二百五十七万円

九百四十六万円

四百十万円

二百七十万円

二百四十三万円

三百七万円

百二十万円

七百六万円

五百四万円

二千七百七十八万円

二百二十六万円

百六十五万円

九百万円

三百七十七万円

百二十万円

議員から提出のあつた案件

決議案

提出月日	番 號	件	名	議事経過
一一、二八	一	日ソ両国間の経済交流促進に関する要望決議		一一、二八 原案可決

意見案

同	二	日本赤十字社北海道支部等四医療団体の医療施設設備資金に対し長期融資に関する意見書	原案可決
一一、二七	一	北海道開発行政の一元化並びにその機構の強化促進に関する意見書	継続審査

請願、陳情

① 第四回定例道議会において、各常任委員会に付託された請願、陳情

並びに審査の結果はつぎのとおり。

請願

文書 番 號	件 名	請 願 者	付託 委員会	審 査 結 果
235	留辺蘂高等学校を道立に移管の件	留 辺 蘂 町 長	文 教 継 続 審 査	
236	札幌東高等学校を道立移管の件	札幌市 教育委員会委員長	同	同
237	道立千歳高等学校の学級増設の件	千歳中学校PTA会長 外一〇八五名	同	同
238	士別高等学校に商業課程設置の件	士 別 市 長 外三名	同	同

輸血用血液製造費

徴税諸費

道議会費

公債費

等を計上いたし、当面の諸般の行政の執行に当つてまいりたいと存する次第であります。

以上は歳出の主なものについて御説明申し上げた次第であります、これに見合う財源につきましては

地方譲与税

公営企業及び財産収入

分担金及び負担金

使用料及び手数料

国庫支出金

寄附金

雑収入

道債

合計

をもつて収支の均衡を図つた次第であります。

次に専決処分により追加いたしました予算について御説明申し上げます。

先づ、災害救助費

につきましては、過般の台風災害における本経費について、その後国庫補助金増額交付の見通しを得ましたので、これを見合せて予算追加の措置を講じ、速かなる施行を図つた次第であります。また冷害対策費につきましては、御承知のとおり国庫予算の節約解除並びに予備金支出の方法により処置せられたものであります。

前者による事業費

後者による事業費

合計

となるのであります。以下その主なものを申し上げますと、一般公共事業費等につき節約解除により増額された分といたしましては

道路改良費

六百七十二万円

二千万円

四百八十七万円

三千四百二万円

三千六百九十万円

三千四百三万円

一千三百五万円

三百二十六万円

二億五千三百十四万円

四百七十四万円

一千七百二十六万円

三億五千八百万円

七億一千六百七十八万円

一千二百万円

二億五千九百二十五万円

四億四千二百十四万円

七億百三十九万円

六千五百十七万円

254	253	252	251	250	249	248	247	246	245	244	243	242	241	240	239
月形橋復旧促進の件	北海道整肢学院の設備の拡充の件	医療施設所要の設備拡充資金に対し長期融資方要望の件	札幌医科大学に大学院設置の件	昭和三十年用種もみ購入追加助成の件	釧路市桂恋漁港を簡易工事として着工の件	道道釧路尾布森線釧路市所在路面舗装の件	道道釧路弟子屈線釧路市所在の路面舗装継続事業実施の件	釧路市所在鳥取橋を永久橋に架替の件	道道釧路弟子屈線と根室本線との接触点に線橋設置の件	冷風害による開拓農家被害に對し国道有林の松下の件	冷風害による開拓農家被害に對し減免税の件	占冠村小中学校教職員の昇級昇格の定期実施及び定員増加配置の件	冷台風による開拓農家被害に對する救済対策の件	岩見沢市に甜菜製糖工場設置の件	湧別町にてん菜製糖工場設置の件
月形町外二名長	琴似婦人団体連絡協議会代表外一、一四七名	支部長日本赤十字社北海道外三名	札幌市南大通り西六北海道医師会長	網走支庁管内水冷対策委員長	同	同	同	同	釧路市長	同	美唄市農業協同組合長	占冠村長	美唄市農業協同組合長	岩見沢市長	湧別町長
土木同	民生総統審査	同	衛生同	農務採択	水産同	同	同	同	土木継続審査	林務採択	総務同	文教同	開拓同	同	農務継続審査

道路局部改良費	二千三百八十一万円
永久橋架換費	四百万円
河川改修費	一千四百四十六万円
河川局部改修費	七百八十四万円
砂防工事費	二百五十二万円
海岸侵蝕防除費	百五万円
森林資源造成事業費	一千八百五十一万円
治山事業費	七百十八万円
林道施設費	二百三十二万円
営農促進費	四百九十八万円
開墾費	一千六百十三万円
入植施設費	二千六百十万円
開墾建設事業費	一千八百四十一万円
道管灌漑排水事業費	一千六百六十七万円
道管軌道客土事業費	九百八万円
道管畑地灌漑事業費	百八十万円
土地改良費	二千万円
開墾建設事業費	六千四百八十万円
土地改良費	一億八百三十四万円
開墾費	六千四百万円
道管灌漑排水事業費	二千八百万円
道管軌道客土事業費	一千七百万円
臨時救農施設費	一億六千万円
分担金及び負担金	一千四百九十六万円
国庫支出金	五億九千八百七十九万円
雑収入	百六十四万円
道債	八千六百万円
合計	七億百三十九万円

等であります。また予備金支出による分といたしましては、冷害対策費として計上いたしております

270	江別保健所庁舎の増改築並びに公宅新築の件	江別保健所運営協議会会長	衛生課	採択
269	磯谷村大字北尻別部落を蘭越町に編入促進の件	磯谷村北尻別部梅沢喜一郎	総務課	同
268	畜犬登録軽減措置の件	北海道獣医師会代表	衛生課	同
267	日高東部港湾と函館並びに青森間定期航路の実現並びに助成の件	三石町外五名長	商工課	同
266	国立伝食研究所の設置促進及び伝食研究機関に対し助成の件	同	同	同
265	畜牛繁殖障害除去施設復活の件	同	同	同
264	家畜疾病及び生産低下防止対策の件	北海道農業協同組合中央会長	農務課	同
263	遺族会事業資金に対し助成措置の件	北海道連合遺族会長	民生課	同
262	静内町に教育養成所設置の件	日高町村会会長外三名	文教課	同
261	栗山町に製糖工場設置の件	栗山町外五名長	農務課	同
260	神恵内地区内の古岸川を道費支弁河川に昇格の件	神恵内村長	同	同
259	道道木古内、江差線の改修工事継続施行の件	木古内町長	同	同
258	前田村地区内の川を河川法準用河川に認定の件	前田村長	土木課	同
257	暑寒別岳周辺を道立公園に指定の件	増毛町外一〇名長	林務課	同
256	私立中、高等学校職員共済組合掛金に対し助成の件	北海道私立中高等学校学校法人理事長外二名	同	同
255	私立高等学校に対し助成の件	北海道私立中高等学校学校法人理事長外二名	総務課	継続審査

をもつて収支の均衡を得ておる次第であります。

次に特別会計について申し上げます。

道有林野事業費会計において

一千七百九十万円

見込みましたのは、冷害対策事業として林道補修用の砂利採取を実施せんとするものでありまして、これが財源といたしましては、前年度繰越金を引当てとして

いるのであります。

次に電気事業会計につきましては、夕張川川端地点の堰堤並びに発電所建設予定地点の地質調査を実施することとし、これが所要経費二百万円を普通会計から繰入金を見合つて計上することとした次第であります。

次に自転車競技費会計においては、既に本年度予定の競技日程を終了いたしましたので、予算整理の上収益金を更に二千五百万円普通会計に繰出ししようとするものであります。

次に医科大学費会計について申し上げます。

本会計において、本年第一回議会において前年度からの繰越事業費四千二百九十八万円を前年度繰越金を見合つて計上いたしました次第であります。決算の結果予定の繰越金に欠陥を生じましたので

過年度収入

四百十四万円

の増収を見込みますとともに、他面歳出規模の再検討をなし、極力経費の効率的使用を図つてその節減につとめることとし、歳出予算において

三千八百八十四万円

を更正減額し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

また道病院費会計においても、前会計同様、前年度繰越金に欠陥を生じたので、国庫支出金、過年度収入の増収によりこれが補填をなし、収支の均衡を得たい所存であります。

なお、歳出予算において需用費を減額して公債費に充当するための更正措置を併せ行うこととしております。

次に「昭和二十九年における冷害及び風水害等による被害農家に対する米麦の売渡に関する予算外義務負担の件」について申し上げます。

これは、昭和二十九年における風水害及び冷害のため被害を受けた農家のうちその生産する米麦及び雑穀が滅収したため飯用消費量が著しく不足し、特に生活に困窮すると認められるものに對し、その不足米麦を政府から買い受け、市町村

陳 情

文書 番號	件 名	陳 情 者	付託 委員會 結 果
457	東島牧村を六ヶ町村合併に計画変更の件	東島牧村 外七〇一名 村議 總務 會議の 付託 に付せず	審査 の 果
458	年末手当二十割支給の件	北海道教育委員會 職員組合執行委員長	同
459	上磯保健所をB級に昇格の上庁舎等増改築の件	上磯保健所 運営協議會長	衛生 採 択
460	国民健康保険直営診療施設に道費補助の件 三件合併	士別市 市長	民生 繼統 審查
461	農業共済掛金に対する助成又は融資措置の件	中標津農業共済組合 組合長 外三名	農務 採 択
462	旭川―沼田間鉄道敷地要望の件	旭川市 外十四名 市長	土木 繼統 審查
463	魚礁築設方の件	留萌町 村會 外六名 會長	水産 同
464	武蔵推開発促進の件	同	同
465	昭和二十九年年度漁対策に関する件	浜中 外十一名 村長	同
466	昭和二十九年年度凶漁策として税の減免措置の件	同	總務 同
467	由仁町に甜菜製糖工場設置促進の件	由仁町 外一名 村長	農務 同
468	伊達町に甜菜製糖工場設置の件	伊達町 町長	同
469	療養中の生活保護適用者及び未復員給与法適用者に対する冬期救護の件	国立療養所旭川病院 患者自治會 會長	民生 同
470	レクリエーション振興費予算計上に關する件	北海道レクリエーション協會長	文教 同

長を経て売り渡そうとするものであります。

次に「昭和二十九年の台風及び冷害の被害農家に対する資金の融通に伴う損失補償並びに利子補給に関する予算外義務負担の件」についてであります。本年の台風及び冷害による被害農家に対し経営資金を融通することによりその経営の安定を図るため今次制定をみました「昭和二十九年の台風及び冷害の被害農業者に対する資金の融通に関する特別措置法」に基づき、この措置を講じようとするものであります。融資枠は七十億円の確保を用途とし、これが融資によつて生じた損失についてはその融資機関に対し四割の損失補償を行おうとするものであります。なお、この損失補償額は、国が二割、道一割、関係市町村が一割の負担をすることとなつており、又本資金に対しては、国が年二分五厘、道が二分五厘、合せて五分の利子補給を行うこととなつておるのであります。

次に「昭和二十九年の台風十五号による被害漁業者等に対する資金の融通に伴う利子補給並びに損失補償に関する予算外義務負担の件」について申し上げます。

本件も農業者に対する場合と同様、今回制定をみた特別措置法に基く措置であります。融資枠の確保は十億円を用途とし、この融資によつて生じた損失については、漁船六割、漁網、漁具等については、五割の損失補償をしようとするものであります。損失補償額については、国がその二分の一額を、道と市町村がそれぞれ四分の一額を負担することとなつておるのであります。また本資金に対しては年五分の利子補給を行うこととし、国が二分五厘、道一分五厘、関係市町村一分の負担をすることとなつておる次第であります。

次に「有畜農家創設特別措置法による家畜導入資金の融資に伴う損失補償に関する予算外義務負担の件」について申し上げます。

本件は有畜農家創設特別措置法に基づき、融資機関が家畜導入資金を融通したことに伴う損失を蒙つた場合、その融資額の三割に相当する額の損失補償をなし、資金流動の円滑を図ろうとするものであります。

次に町村合併関係案件について申し上げます。

今回提案いたしましたのは

- 釧路郡釧路村及び昆布森村を廃し釧路村を置くの件
- 松前郡福島町及び吉岡村を廃し福島町を置くの件
- 歌葉郡熱野村、寿都郡黒松内村及び樽岸村の一部の区域をもつて三和村を置

486	485	484	483	482	481	480	479	478	477	476	475	474	473	472	471
件 松前町に治山事業の実地に関する	ソ連政府漁業代表招請の件	斜里町に製糖工場設置の件	色丹島沖海域のたらばかに刺網漁業許可の件	自衛隊員等の定時制高校仮教室設置認可の件	公民館設置促進費追加計上の実現方の件	陸上自衛隊演習甲地買収反対の件	江部乙町開拓地の自衛隊演習地買収反対の件	美幌町にてん菜製糖工場設置促進の件	津別町地内道有林地帯を開拓用地として開放の件	幌延村地内町村道下サロベツ線に救農土木事業として指定の件	北海道松前高等学校の定時制課程存置方の件（二件併合）	件 釧路商業高等学校を道立に移管の件	中小企業金融公庫札幌支所開設方要望の件	宗谷郡宗谷村を廃しその区域を稚内市に編入反対の件	利礼道立公園のうち仙法志村所在の御崎海岸開さくの件
松前町長 林務同	北海道漁業協同組合連合会長 水産同	斜里町農業協同組合外三名 農務同	釧路漁業協同組合 水産同	自衛隊北方司令部定時制高校仮教室設置期成会長 文教同	北海道公民館連絡協議会長 文教同	恵庭町協議会議長 同	江部乙協議会議長 開農拓地同	美幌町外十七名 農務同	網走郡津別町長 開農拓地同	天塩郡幌延村長 土木同	松前町外五名 同	釧路市長 文教同	札幌商工会議所会頭 商工継続審査	宗谷村中 外二名 総務に付せず	仙法志村長 林務不採択

くの件

歌楽郡歌楽村、磯谷郡磯谷村、寿都郡寿都町及び樽岸村の一部の区域をもつて寿都町を置くの件

宗谷郡宗谷村を廃しその区域を稚内市に編入するの件

檜山郡泊村及び江差町を廃し江差町を置くの件

の六件でありまして、いずれも町村合併促進法の趣旨に則り策定した道の町村合併計画に基づき、関係市町村との協議が整い申請があつたものでありまして、この間それぞれの町村の歴史沿革或は住民感情等諸般の事情を克服して今後自治体運営の効率化と住民福祉の向上を期するため新市町村として発足しようとするもので、適切なものと認めここに提案いたしました次第であります。

なお、三和村及び寿都町の郡の区域を定めることについてであります、今回の町村合併により後志支庁管内の三和村及び寿都町の設置に伴つて、これら関係町村の所屬する郡が異なるため新町村の所屬する郡を定める必要が生じたのでありまして、この地方の沿革、地勢等を勘案し、更に関係町村の意向をも徴しました結果、両町村とも寿都郡に所屬せしめることが、適当と認められますので、ここに提案いたしました次第であります。

次に「損害賠償事件応募等の件」について申し上げます。

本件は、元出納局総務課勤務事務吏員皆川謙吉が、その在勤中において出納長名義の虚偽の文書を作成し、札幌信用金庫に交付する等の行為があつたため、これを信じて取引を行つた同金庫から道を相手とする損害賠償に関する訴訟が提起されたので、これに応募しようとするものであります。

以上は今回提案いたしました案件の主なものについてその概要を申し上げた次第であります、なお詳細につきましては御質問に応じ、私又は参与員から御答弁申し上げます。

よろしく御審議の上、適当なる御議決あらんことを切望いたします。

○十二月二十一日、午後一時二十分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号乃至第十五号、第二十三号、第二十四号、報告第一号乃至第三号、諮問案第一号に議案第二十六号、第二十七号、報告第四号を追加一括議題に供し、追加議案に対する知事の説明聴取ついで通告の代

② 継続審査中のもの

請願

493	492	491	490	489	488	487
馬産計画推進に関する件	小樽市祝津漁港整備の件	小樽市張碓漁港整備の件	広島市の高等学校通学区域変更反対の件	松前町所在有地を開拓農地として無償払下げの件	恵庭町の高等学校通学区域変更反対の件	松前町所在道有林及部川流系小股林班払下げの件
北海道農業協同組合長	同	小樽市長	広島教育委員会委員長	松前町長	恵庭町教育委員会委員長	松前町長
農務同	同	水産同	文教同	開拓同	文教同	林務同

232	230	181	211	129	101	文書 番表 件名	付託 委員会	審査 結果
千歳保健所庁舎及び公宅増新設の件	幌加内村伝染病隔離病舎設置に対し補助の件	由仁保健所職員の増員と諸設備充実の件	昆布森村字オククバウシを厚岸町に編入の件	遊興飲食税減額の件	遊興飲食税減額の件	総務採扱	同	同
同	同	衛生同	同	同	同	同	同	同

表質疑に入り、三室議員（自）より、財政問題特に(1)小林事件にからむ会計法規上の違反問題と責任の所在、(2)予算編成について一貫性がなく支離滅裂の事例と問題点、(3)専決処分とそれの緊急性の問題、(4)義務費の今後の追加所要額の見透し、(5)人件費削減問題にからむ希望退職の実施見透し、(6)年末給与条例及び臨時職員の年末手当支給の根拠法について質疑、知事より答弁、三室議員二回に亘つて再質疑の後、予め時間延長、次に井口議員（社左）より、(1)冷害台風対策、特に道が要請したぎりぎりの対策費に対する国の未措置分についての対処方策、風倒木の処理計画と水防対策、(2)農地問題、特に逆コース的地主団体の動き等について、(3)年末手当に対する人事委員会勧告の科学的基礎及び早期決定問題、(4)高校教育行政問題、特に高等学校教育課程の再編問題、通学区男女共学問題、高校進学選抜者問題について、(5)青少年保護育成条例制定問題等について質疑、知事、人事委員会委員長、教育長より答弁、水防対策、冷害問題、年末手当について再質疑、知事の答弁があつて、午後三時三十五分散会。

知事説明要旨

只今提案になりました案件についてその概要を御説明申し上げます。

先づ「昭和二十九年台風第十五号による被害小企業者に対する復旧資金の融通に伴う利子補給に関する予算外義務負担の件」についてであります。台風第十五号災害等による被害中小企業者に対する金融措置については、前議会において総額三億円を限度とする損失補償を行うことの議決を経て、それぞれ融資の促進方につとめてまいっているところであります。今回、特に小規模の企業者に対しては「昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法」の制定をみたのでありまして、本特別立法に基づく融資は

一 億 円

を予定し、この資金に対しては道において年五分以内で政令で定められる率の利子補給を行い、もつて小企業の復旧に必要な事業資金流通の円滑をはかろうとす

陳 情

221	197	10	7	220	166	145	207
日雇労働者に対する冬季割増金及び越年手当金支給等に関する件	美唄市に北海道労災会館設置の件	辺地部落における配電設置補助金交付の件	まんがん工場運転資金融資斡旋の件	生活保護法適用患者及び未復員給与法適用患者に一時金支給の件	北海道整枝学院の施設拡充の件	身体障害者福祉対策の件	恵庭町盤尻、島松川上流地区の自衛隊演習用地買収反対の件
同	労 働 同	同	商 工 同	同	同	民 生 同	豊地開拓採 択

文書 表番 号	件 名	付託 委員会	審査 結果
144	事業税の外形標準税廃止又は減免措置の件	総 務 採 択	採 択
149	事業税減免措置の件	同	同
370	道税減免の件	同	同
372	バス（自動車）税軽減に関する件	同	同
394	バスに対する自動車税課税標準の件	同	同
75	遊興飲食税減免の件	同	同

るものであります。

なお、この利子補給に要した経費については、国からその二分の一額の助成がなされることとなつておるのであります。

次に「昭和二十九年台風第十五号による再建資金融通に関する中小企業信用保険法に基づき保険料の補給に関する予算外義務負担の件」について申し上げます。

本件も、今回制定をみました特別立法に基づく措置でありまして、台風十五号災害の復旧資金については「中小企業信用保険法」の特例がみとめられることにより、保険金乗率が本来の保険金乗率に比し十パーセント引上げれることとなりました外、保険料率においては本来の百分の三以内が百分の二以内で政令の定める率まで引下げられることとなつたのであります。

而して、災害資金の性格に鑑み、道において保険料の二分の一額を負担することにより資金流通の促進をはかり、速かなる復旧に資したいと存じここに提案いたしました次第であります。

以上、今回提出いたしました案件の概要を御説明申上げた次第であります、よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○十二月二十二日、午前十一時十八分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号乃至第十五号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、報告第一号乃至第四号、諮問案第一号を議題とし、昨日に引続き代表質疑に入り、和平議員（労）より、(1)日・中、日・ソの国交回復について、特にカイガラ島の点灯問題、漁業問題について、(2)自衛隊の演習地接收、補償の問題、(3)日雇労働者の冬季賃金加給問題、(4)北海道総合開発問題、特に開発方式の機構について質疑、副知事（野口）より答弁あつて同五十五分一旦休憩、午後二時二十六分再開、予め時間を延長、日程第一の質疑を継続、個人質疑に入り、吉田（豊）議員（自）より、(1)高等学校の入学選抜方法について、(2)自由労務者の指導対策について、(3)道の工事施行と議員の請負について質疑、副知事（野口）教育長より答弁、ついで平野議員（自）より、日

443	434	429	298	297	304	367	446	184	138	487	139	285	283	187	183
国民健康保険直営診療施設に対する補助の件	国民健康保険に対する道費負担の件	身体障害者の更生施設充実の件	療養所入所患者に対する救護の件	江別、赤平、士別、紋別、の四市に母子相談所設置の件	北海道農業試験場北見支場移転反対の件	北海道農業試験場北見支場存置の件	農業共済掛金に対する助成又は融資の件	上砂川町に隔離病舎設置の件	豊富村上有明部落を稚内市に編入の件	留辺蘂町より温根湯地区分町の件	釧路村を釧路市に合併の件	二十九年度遊興飲食税減額修正の件	名寄町の一部を美深町に境界変更の件	事業税納入延期措置の件	遊興飲食税減免の件
同	同	同	同	民	同	同	農	衛	同	同	同	同	同	同	総
同	同	同	同	生	同	不	務	生	同	同	不	同	同	同	務
				採		採		採			採				採
				択		択		択							択

程第一の議案についてはなお慎重審議を要するので、議案第一号乃至第九号、報告第一号及び第二号の案件については委員十七名よりなる予算特別委員会を、又報告第四号については委員十七名よりなる決算特別委員会を設置せられたい旨の動議を提出、これを諮つて異議なくそのことに決し、次の委員を選任決定。

予算特別委員

池戸芳一(労) 遠藤英吉(社左)
糸川章夫(社左) 三浦福督(協俱)
田呂善作(協俱) 福島新太郎(自)
平野栄次(自) 沖野政雄(公)
村上貞次郎(自) 三室光雄(自)
佐久間貞江(自) 林謙二(協俱)
本多吉江(協俱) 宮北三七郎(協俱)
棚川忠雄(協俱) 岡田千代蔵(社右)
高橋辰男(社右)

決算特別委員

新川輝隆(労) 金沢藤吉(自)
天谷平信(協俱) 西田正一(協俱)
笠井幸衛(社右) 佐藤初吉(協俱)
堀田毅(自) 宮津恂太郎(自)
太田益夫(社左) 桑野秀治郎(自)
大島三郎(協俱) 土山宇三郎(公)
浜森辰雄(社右) 二瓶栄吾(協俱)
池田信孝(協俱) 坂東浩一(自)
高田治郎(社左)

議案第一号乃至第九号、報告第一号及び第二号は予算特別委員会に、報告第四号は決算特別委員会に付託、次に議案第十号、第十六号乃至第二十三号、第二十五号は総務委員会に、議案第十一号は建築委

323	436	435	445	319	452	440	404	370	318	313	312	311	455	453	133
広尾保健所附属建物増築の件	台風十五号及び冷害による被害農家に対し道有林払下等に関する件	利礼道立公園中谷形公蔵整理の件	北海道農業試験場十勝支場移転に伴う現地調査実施の件	失業対策事業労務者に対する冬季加給金道負担の件	小樽市失業対策費増額の件	台風十五号及び冷害による失業対策事業枠拡大の件	台風十五号災害に伴う失対事業実施の件	十五号台風及び岩内町大火災による労働対策の件	失業対策事業実施に伴う事業主体に対する事業費の財政措置及び失業者の受入体制確立に関する件	函館市における失業対策事業道費負担区分特別措置の件	小樽市における失業対策事業に関する件	釧路市に国立労災病院設置方要望の件	青函連絡船新造工事を函館ドック株式会社発注に関する件	小樽市における道外向鮮魚輸送用貨車の増配方要望の件	白井川二股ダム建設反対の件
衛	同	林	農	同	同	同	同	同	同	同	同	労働	同	同	商工
生採	不採	務同	務採	不採	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採
扱	扱		扱	扱											扱

員会に、議案第十二号、第十三号、第十五号及び報告第三号は農務委員会に、議案第十四号は水産委員会に、議案第二十四号及び諮問案第一号は土木委員会に、議案第二十六号、第二十七号は商工委員会にそれぞれ付託、次に宮本冷害凶作対策特別委員長（協俱）より委員会における調査の経過並びに結果について、また田中台風十五号災害対策特別委員長（自）より委員会における調査の経過並びに結果についてそれぞれ報告、ついで会期を二十五日より二十八日まで四日間延長し二十三日、二十四日の二日間休会することについて諮り、異議なくそのことに決定、午後三時三十九分散会。

冷害凶作対策特別委員長報告

冷害凶作対策特別委員会に付託されました冷害凶作対策並びに台風十五号による農業関係災害対策調査の件につきましては、去る十月二十九日に一応書面をもつて中間報告をいたしましたのでありますが、あらためて本委員会の経過と結果について御報告を申し上げます。本委員会は打続く冷害凶作に対し、これが対策を樹立し、その推進をはかるため、九月二十四日開催の臨時議会において設置され、その後台風十五号による農業関係災害を併託されたのでありますが、爾来委員会を開くこと十二回、六次にわたる中央折衝を行い、今日まで調査を継続して参つたのであります。

本年の冷害並びに台風災害は、本道産業経済に甚大なる打撃を与え、道民生活に深刻な影響を及ぼしたのであります。これに対処するため二回にわたり臨時議会を開き、対策の推進措置について議会の方針を定めたのでありますが、問題の解決は現下の窮迫した道財政事情を以てしては困難であり、結局中央の施策決定に俟たねばならない実情より致しまして、先に報告の通り第一班、第二班の上京委員を派遣し中央よりの被害状況調査団の派遣を要請し、先ず実情を認識して貰うための折衝を行つたのであります。

これに対し政府におかれては保利農林大臣及び加藤災害連絡本部長を空路急派し、国会よりは衆参両院農林委員並びに各党調査団が来道され、被害の状況をつぶさに調査されたのであります。

③ 更に継続審査されるもの

請 願

番 表 文 書 号	件	名	委 付 員 會 託
444	俱知安保健所をA級に昇格の件	衛 生 採 扱	
174	堰堤築造及び発電所建設の実現促進の件	総 務	
193	米駐留軍演習用地接収関係経費に対する道費助成の件	同	
202	北海道用金属機械類発注に関する件	同	
245	旭川市立天文台整備拡充に対し道費助成の件	同	
2	八短期大学に対する道費助成の件	同	
114	北大医学部附属病院改築に対し助成の件	同	
127	千歳町駐留米軍の撤退に伴う事態取捨対策の件	同	
214	在留朝鮮人の基本的人権及び生活権保障措置の件	同	
218	道所有の旧北海道馬匹組合連合会建物譲渡の件	同	
222	パチンコ許可更新期限延長方改正の件	同	
229	日本と中、ソ両国との国交回復促進に関する件	同	
262	札幌市教員の定員増加並びに全日制道立高等学校設置の件	文 教	

又緊急措置としてつなぎ資金の獲得及び災害対策に限定した臨時国会の開会並びに内閣に冷風災害対策本部を設置し、担当大臣の決定方要望を致した次第であります。

この状況を今少しく詳細に御報告申し上げますと、第一班折衝委員は十月六日より十三日まで在京し、道選出国会議員連盟及び台風十五号災害特別委員並びに道理事者と相協力して衆議院関係常任委員会、関係各省に對し対策推進を要請したのであります。而して十月十一日に至り内閣に災害連絡本部設置案が内定したのであります。この案によると主として台風災害を対象とし冷害が含まれない虞れがありましたので、是非冷害を含めるよう衆議院農林委員会、福永官房長官、加藤国務大臣、保利農林大臣、緒方副総理、その他関係閣僚に對し要望したのであります。この結果十月十二日の閣議において、台風十五号等災害連絡本部設置要領の中に冷害をも扱うことに決定を見たのであります。

一方関係大臣の渡道視察要請に對しましては十月十二日保利農林大臣が空路渡道し、主として冷害関係について調査をされることになり、加藤連絡本部長は、農林大臣府庁後早急に渡道することとなつたのであります。

第二班折衝委員は、十月十四日より二十一日までの間、つなぎ資金並びに救農土木事業費、その他対策予算の獲得、臨時国会早期開催等について引続き折衝を行い、十月十六日には農林省の冷風害対策要綱が決定され、十月十九日の閣議におきましては、保利農林大臣より本道被害状況調査報告が行われ、これが対策については、十月二十二日に渡道する加藤本部長の調査後にその決定は延期されたのであります。

又衆議院農林委員会は実地調査派遣委員の報告が行われ、十月二十一日には冷風害対策に関する決議が採択されたのであります。

以上は先に中間報告として文書により報告致した事項の概要であります。この間再々委員会を開き中央情勢に應じた対策推進を協議し、或は視察来道者に同行陳情を行う等活潑な活動を展開した次第であります。

第三班折衝委員は十月二十九日より十一月四日まで滞京し、折衝を行つたのであります。十月二十九日の衆議院農林小委員会におきましては、加藤国務大臣より、本道視察報告が行われ、帰京の際道庁において発表された十一項目の緊急対策について実現に努力したい旨発言があり、各委員より速やかに実施方の要望があつたのであります。

275	160	119	185	164	99	144	138	226	196	195	194	192	139	132	110
南尻別村所在尻別川下流電源開発の件	美瑛地区農地開発かんがい工事に伴う電源開発の件	奥忠別発電所建設反対の件	菊西湯（仮）開設の件	浦河保健所管内支所を管内保健所に昇格の件	美幌町に製糖工場設置の件	社会保険診療点数中一部改正に對し反対の件	広尾町を漁田開発地区に指定の件	産業教育振興法に基く共同練習船建造補助の件	釧路商業高校道立移管の件	浜頓別高等学校の道立移管の件	門別町富川高等学校の道立移管の件	北海道室蘭工業高等学校校舍改築促進の件	東瀬棚高等学校の学級増並びに商業課程設置の件	組合立湧別高等学校道立移管の件	東瀬棚高等学校学級増加の件
同	同	商 工	同	衛 生	農 務	民 生	水 産	同	同	同	同	同	同	同	文 教

しかしながら加藤国務大臣は、四国、九州方面の災害状況視察のため出発、帰
 庁後に総合して結論を出すことになりましたので、その間関係各省の局、部課長
 並びに農林中央金庫等に対しまして、

- 1 冷害及び台風による農業経営資金の融通
 - 2 農業施設災害復旧資金の融通
 - 3 水稻保護苗代設置に対する補助
 - 4 種子購入補助
 - 5 果樹復旧費補助
 - 6 救農土木事業の施行
 - 7 開拓者住宅の復旧
 - 8 自作農創設維持資金の増額
 - 9 土地改良区歳入欠陥補填
- の九項目について重点的に要望を行つたのでありますが、この各項目につきまし
 ては本道の要望、農林省案、衆議院農林委員会案の三本となつており、それぞれ
 要求額は異つて居りますが、道と農林省の間をとつて居りますところの農林委
 員会案の実現方を特に強調し、更に農林委員会案にのらないものにつきまして
 は、道の要求実現方について強く要請を行つたのであります。

なお、農林省の大蔵省に対しましては要求額を御参考までに申し上げますと、

- 1 冷害及び災害対策費要求額は老百四十六億六千七百四十五万二千円
 - 2 予備費使用要求額は老百三十七億八千三百七十八万五千円
- でありまして、法律案としては、昭和二十九年における台風及び冷害による被害
 農林漁業者に対する資金の融通に関する特別措置法案を計画中であり、これが実
 現方につきましても強く要請を行つた次第であります。

次いで第四班の折衝委員は十一月十二日より二十二日まで滞京され、引続き折
 衝を行つたのでありますが、加藤国務大臣が十一月十二日視察を終え帰庁されま
 したので翌十三日に同大臣に面会、早急なる対策の樹立方を要請致したのであり
 ますが、加藤大臣は、

- 1 つなぎ資金については、北海道分としては昨日までに合計五億六千万円を
 支出したこと。

2 救農土木事業については、北海道のみ実現する考えであつたが、昨日の閣
 議及び両院農林委員会等で相追及され、結局は内地府県についても被害の

文書 番號	件名	委員 會託
222	地方公共団体の債務保証の件	総務
陳情		
239	札幌都市計画西郊土地区画整理反対の件	同
234	町村道美深町一幌加内村間を道道に昇格の件	土木
225	北海道土地改良区連合会因作共済施設事業に対する助成増額の件	同
169	常呂川第一堰堤及び第二堰堤工事を道営災害復旧工事として施行の件	同
168	石狩町志美地区道営かんがい施設維持費等に対し道費助成の件	農地開拓
176	真狩村に季節傭傭労働者等の緊急失業対策事業施行の件	同
33	労働基準法に基づく技能者養成に対し道費助成の件	同
32	中小企業技能者養成事業に対し道費助成の件	労働
147	北海道電力会社における電気機器販売中止の件	同
136	天北地区炭鉱危機突破対策の件	同
128	千歳町駐留米軍の撤退に伴う中小企業対策の件	同
107	雄武、枝幸発電事業に対し助成の件	同
94	罹災者に対する金融対策の件	商工

ひどい処は実施することになると思われること。

3 補正予算の財源としては、予算節約分百数十億並びに予備費が六十数億あり、連絡本部としても大蔵大臣に要請するが道側としても努力をされ、当方が折衝し安いよう説明を行われないこと。

4 立法措置をしなくても出来るものは早急に出すようにしたい。なお、不満足とは思いますが、先に道知事室で発表した声明の方針により努力したいこと。

5 本年はなるべく議員立法をさけ、政府提案により措置したい。
との回答があつたのであります。

しかしながら、当日午後開催されました連絡本部の大蔵、農林、建設三省次官打合会におきましては、

1 政府としては高率補助に関する特別立法は行わない。

2 一兆円の予算の線はあくまでこれを守る。

3 事業の進行度については、昨年の災害同様三、五、二の割合で行う。

との点で意見が一致し、関係各省と意見の調整を図り、十一月十五日の本部会議で方針として決定されたとの情報があつたのでありますが、同日の連絡本部打合会の結果は、各省より対策の内容報告を聞いた程度であり新しい進展はなく、一方大蔵省としては予算編成に当り一兆円の範囲内に納めるべく作業中であり、十一月十八日頃結論が出る見込とのことであつたのであります。

なお、特別立法措置につきましては、十一月十六日に開催されました自由党総務会において、特別立法措置十一項目につきまして検討を行い、政府提案の無いものについては、議員立法を行うとの動きがありましたので、十七日に道選出国會議員連盟と打合せを行い、これが対策に全力をあげたのであります。

又同日午後加藤国務大臣を総理大臣官邸に訪ね、特別立法、財政措置等について要請を行ったのでありますが、加藤大臣より、

1 補助率引上げの立法は行わず、なお立法措置については政府提案により行いたい。

2 十八日午後大蔵省当局より予算措置について説明を聞くことになつており、それにより二十日連絡本部会議を開き結論を出したい。

3 予算案は十九日の閣議で大綱を決め、二十二日の閣議で最終決定ということになると思う。

4 さきに道知事室で発表した声明については、閣議でも承認されたのでこれ

163	136	92	3	2	1	498	486	454	453	451	450	449	402	297	8
獣医学会開催に対し道費補助の件	炭鉱危機突破に関する特別措置の件	浦河町に対し特別平衡交付金増額交付の件	北海道大学水産学部整備拡充に対し道費助成の件	町村合併促進に要する経費補助の件	北海道在京学生に対し道費助成の件	千島、樺舞諸島沿岸漁業再開のため日、中、ソ国交回復に関する件	北海道大学教育学部に附属高等学校設置援助の件	函館自動車学園に補助金交付の件	公認道営水泳プール設置の件	北海道学芸大学施設拡充費に対し道費助成の件	私立中学、高等学校に対し道費助成の件	北海学園校舎建築費に対し道費助成の件	函館商科短期大学に対し助成の件	会計年度変更の件	函館千代ヶ岱公園野球場建設費に対し道費助成の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	総務

が実現に努力したい。

5 風倒木処理については、各市町村長が行うよう閣議で決定した。
との回答があつたのであります。

翌十八日にも再び議員連盟の各国会議員と同行し加藤大臣に面会を行い、道の要望している十二項目の特別立法及び特別行政措置について説明を行い善処方を要請したのでありますが、加藤大臣からは出来るだけ努力するが、道選出議員団も側面から応援願いたいとの答弁があつたのであります。続いて小笠原大蔵大臣並びに衆議院農林委員長にも特別立法措置について配意されるよう要請を行つたのであります。衆議院農林委員会におきます小笠原大蔵大臣の答弁は、特別立法措置については高率補助を行うと予算枠が一兆円で制約されており、事業量が少くなるので、営農資金の点についてののみ行いたいとのことであり、農林委員会の意向としては、政府が特別立法を行わないならば議員立法を行うとの一致した意見であつたのであります。

続いて第五班は十一月二十九日より十二月九日まで十一日間滞京して、在京中の台風十五号災害対策委員及び常任委員の上京議員各位と連絡をとりながら理事者と協議を行い、第二十臨時国会に持込むものとして、特別立法措置を要するもの十五項目、特別行政措置として予算の増額二項目を決定致しまして、国会議員連盟の超党派的な協力を得、両院関係委員会、各党政調会、政策審議会等に要望折衝を継続致したのであります。

この中、冷害関係といたしましては、

- 1 営農資金の融通に関する特別措置
- 2 被害農家に対する米麦の売渡特別措置
- 3 農林水産業施設災害復旧特別措置
- 4 土地改良区の歳入欠陥補填資金融資特別措置
- 5 農林漁業金融公庫の枠拡大措置
- 6 水稲健苗育成施設普及促進法案

の六法案及びこの外台風被害とも関連するものとして、地方公共団体の起債の特例、冷害を含めた被害地域の国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特例、被害地域の失業対策事業に関する特別措置等についても特別立法を行うよう要望すること。

又特別行政措置を要するものとしては、

292	3	327	326	289	325	316	288	286	284	282	246	233	231	182	164
千歳高等学校学級増の件	道立室蘭高等学校校舍改築並びに移設の件	各種事業に対する起債の早期決定方の件	現行起債制度廃止方の件	大津村大字直別を音別村合併の件	幌延村農業災害に伴う財政措置の件	焼尻村を羽幌町に合併する計画に反対の件	大津村大字蔵好地区を浦幌町に合併の件	木材引取税一部修正の件	帯広畜産大学生活科学科設置に対し補助の件	浜頓別町に警察署設置の件	真駒内キャンプのゴルフ場敷地及び施設譲渡の件	香深村の特別平衡交付金増額交付の件	仕出業に対する遊興飲食税免税の件	道立スポーツセンター備付ピアノ購入の件	私立学校教職員共済組合に対する道費補助の件
同	文教	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	総務

1 救農土木事業費の増額 七億三千二百六十八万八千円
 2 種もみ雑穀等種子補助増額 八千九百一十一万五千円

を重点事項として増額方を要望することと致したのであります。

この時にあたり、中央の情勢は野党の吉田内閣不信任案をめぐって解散か総辞職かの問題で政府は勿論、国会においてもあわただしい空気につつまれ、十一月末の見通しでは十二月四日までに両院を通過しない限り特別立法は時間切れの虞れがあり、又本道要望の台風災害を含めた十五法案の準備並びにこれに対する各党の了解工作、一兆円予算の建前上政府原案に対する修正と与党の立場更には、被害地域が局限されている関係もあり、一般に国会議員の関心が薄い等まことに困難な事態に置かれたのであります。この間ほとんど毎日院内にためきり、理事者と一体になつて凡ゆる折衝を行つたのであります。

以上の折衝によりまして、さきにお手元まで配布されました昭和二十九年台風十五号及び冷害関係特別立法集並びに災害対策に関する中央折衝結果調のとおり、特別立法及び予算の決定を見たのであります。今、次災害対策特別立法につきましては、高率国庫補助関係は政府の一兆円予算堅持のための閣議においてこれが反対を決定し、大蔵省は特に強く反対工作を行つたこと及び災害立法については議員のお土産であるとの一部の批判等もあり、不成立に終つたことを対策上まことに残念に思う次第であります。

しかし乍ら、両院農林委員会におかれては深く本道の災害に同情を寄せられ、政府原案修正或は農林委員会として議員提案に積極的に努力されたことに對し衷心感謝の意を表するものであります。

これより第二十臨時国会において成立した特別立法及び補正予算の内、冷害関係分の概要につきまして簡単に御説明申し上げたいと存じます。

まず、営農資金融通に関する特別措置法は政府提出でありまして、政府原案によれば資金枠は八十五億、同利率は一般年六分五厘、開拓地及び被害激甚地五分五厘であります。十二月四日衆議院農林委員会は、その枠を百億円とし、利率を一般は政府原案通りとするが、開拓地及び昨年冷水害資金を借り受け本年五分作未滿の農家に對しましては三分五厘に修正可決せられ、十二月六日の参議院農林委員会において、特は政府原案とするの修正動議がありました。多数をもつて衆議院送付案通り可決、本会議におきましては僅少の差をもつて同様可決成立したのであります。

144	300	299	450	448	422	372	61	451	442	433	374	373	296	294	293
由仁町に甜菜製糖工場設置の件	遺児靖国神社全員参拝実施及び遺族金庫設置の件	附添看護婦制限に対する通達撤回方を要望の件	北緯四十七度線以南の鮭鱒流網漁業の漁期制限に関する件	日高管内町村の浅海増殖事業実施に対する道費補助枠拡大の件	するめ輸出に関する件	漁業法の一部改正の件	漁港施設(埋立地「公共用地」及び運送施設)に對し道費負担の件	赤平市豊里地区学童対策の件	奈井江高校通常課程設置の件	佐呂間高等学校に農業課程新設の件	危険校舍改築に對する国庫補助金枠増額の件	旭川市道立高等学校及び盲聾学校の改善充実対策の件	教職員の昇格昇給完全実施等に関する件	松前町所在歴代松前藩主並びに一族松前家墓所修築費に對し道費補助の件	長万部、沼田、増毛各高等学校の道立移管に伴う地方交付税の達正計算の件
農務	同	民生	同	同	同	同	水産	同	同	同	同	同	同	同	文教

なお、本案の附則によりまして、昨年の冷水害による融資の本年度返還不能分約六億円につきましては、別枠として資金の貸付を受け、これによりまして一応本年度返還分を償還し、新たな債務につきましては、これを本法律による経営資金として一般は二年償還、五ヶ年償還分につきましては残余の四ヶ年で分割償還することとなつたのであります。

なお、本道に対しまする配分額につきましては七十億円を要望して居るのであります。既に第一次分として三十億円の決定を見たのであります。

又本案に関連し、土地改良区の歳入欠陥補填資金融通特別措置法案は衆議院農林委員会及び本会議において否決されたのであります。経営資金として土地改良区賦課金も本法律の修正により、融資の対象となり得ることとなつたのであります。

更に本法律による融資限度は、本道農家については十五万円、又牛馬を所有する農家については更に三万円を加えた額以内となつたのであります。

次に被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律につきましては、衆議院農林委員会におきまして提案することに決し、十二月三日衆議院農林委員会可決、四日同本会議可決、六日参議院農林委員会及び本会議を通過成立したのであります。本法律により飯米不足農家に対する米麦の売渡は政府の生産者買入価格、即ち精米六〇キロ三千九百三十四円、精麦二〇キロ八百円をもつて売渡することとなり、別に食糧管理特別会計の操作によりその代金延納を認められることになつたのであります。

次に水稻健苗育成施設普及促進法案につきましては、水稻温床並びに保温折衷苗代に対する補助を大蔵省が何としても承認しないので、衆議院農林委員会は冷害対策の一環として、昭和三十五年三月末日までの限時法として冷害をこうむるおそれがあり、且経済的に遅れている寒高冷地域の水稻健苗育成施設の普及を促進する目的をもつて保温折衷苗代及び温床苗代に対し助成しようとするものであります。十二月三日衆議院の委員会及び本会議を通過、十二月四日参議院農林委員会、六日同本会議を通過成立した次第であります。本年度は予算措置を行わないのであります。本案審議の過程において、本年度は融資によりつないで、明三十年度には約一億二千四百万円の補助が期待されるのであります。

次に営農資金に関連し、四、五月の凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部改正法律が継続審査中のところ、十二月三日成立し、六

48	47	495	478	365	290	232	230	220	170	156	96	456	437	214	146
発電所建設について反対の件	神路発電所設置促進の件	奥忠別川発電所設置に関する件	新冠川の水源確保の件	浜頓別町に道立保健所設置の件	道立釧路療養所諸施設完備の件	香深村の隔離病舎及び病院建設費に対し補助の件	伝染病（赤痢）予防対策確立の件	道立帯広緑ヶ丘病院の病床増加並びに設備整備の件	門別町に道立保健所設置の件	胤松閣結核療養所の運営援助措置の件	治療師（電気、指圧、手技）法制定促進要望の件	小清水町に製糖工場設置の件	北見市に製糖工場設置の件	後志地方に甜菜製糖工場設置の件	豊浦町に製糖工場設置の件
同	同	同	商 工	同	同	同	同	同	同	同	衛 生	同	同	同	農 務

月の霜害を加え資金枠が二億円増額となり、北海道分五千万円がこの対象となるのであります。

次に農業共済再保険特別会計の歳入欠陥補填のための一般会計からする繰入金に関する法律についても、本年農業共済金の増額に伴い十二億円の繰入増を行う改正法律が政府提案によつて十二月六日成立したのであります。

次に補正予算については、これが増額修正を強く要望したのでありますが、一兆円予算の枠と、政局不安定のため兎に角これを成立させようとの大勢に押され遂に要望は容れられず、政府原案の通り十二月四日衆議院を通過、同六日には参議院も通過成立したのであります。

次にこの外冷害と台風両災害に関係するものとして地方公共団体の起債の特例に関する法律が成立したのでありますが、これにつきましては台風特別委員長より報告されることと思うので省略いたします。

以上の中央折衝の結果を去る十二月十六日委員会を開き検討したのでありますが、種もみ雑穀種子購入補助については、既に予算措置を講じた補助見込額に比し国庫補助決定額が相当下廻り、これを予定通り交付しない場合は明年の再生産上種々都合な事態も憂慮せられますので、これが折衝並びに富農資金第二次配分枠増額折衝のため十二月二十日より第六班の上京委員二名を派遣し、農林省、大蔵省等関係当局に目下折衝中でありまして、折衝結果が判明次第御報告申し上げたいと存じます。

又今後の対策については目下折衝中の問題もありますが、本委員会設置の目的は大体貫徹されたと認められますし、残された問題につきましては、専門的な見地より関係常任委員会の活動に俟つのがより効果的であり、且つ又適切な措置と考えられますので、本委員会の調査については今議会をもつて終了すべきこととされたのであります。

終りに臨み一言付言致しますが、今次災害にあたり、道選出国会議員連盟、道及び議会は一となつて強力なる運動を行つたのでありますが、これが折衝について不眠不休の奔走を続けられました道選出衆参両院議員及び道議会議員各位、道関係各機関の諸君並びに本対策の重責を担い、終始御努力されました対策委員の各位に対し、衷心より敬意と感謝の意を表し、併せて災害を蒙りました地方の方々に對し、一段の奮起を切望致し、明年の再生産に支障なからんことを祈念して私の報告を終ります。

49	北日本航空株式会社に対し道費出資の件	商工
73	美瑛発電所道営にて設置の件	同
137	炭鉱危機窓敏に関する特別措置の件	同
150	高砂セメント製造工場設置に対し援助の件	同
151	薬工品販売改善の件	同
152	電気料金の値上反対とその地域差撤廃並びに電源開発促進の件	同
153	中小炭鉱に対する諸税公課、電力料金延納の件	同
167	室蘭における日本鋳物協会大会開催に対する助成の件	同
241	水産加工業界不振に対する打開対策の件	同
242	対ソ、対中共貿易促進方に関する件	同
416	するめ輸出制限に対する中止方要望の件	同
82	植林地を農用適地として買収反対の件	農地開拓
130	足寄町大菅地地区未墾地買収計画変更の件	同
42	永山村団体営畑地かんがい設備に対し道費助成の件	同
128	永山村畑地かんがい設備に対し道費助成の件	同
66	道費補助土地改良事業の予算増額並びに補助率引上げの件	同

台風十五号災害対策特別委員長報告

報告に入ります前に一言お断り申し上げますが、本委員会が中央におきます折衝の過程におきまして、後半ほとんど災害対策特別委員会と一身同休の努力をいたしました関係上、報告文の中にだいたい重複いたす点があると思っておりますので、あらかじめお断りを賜りたいと思います。

私は台風十五号災害対策特別委員会に付託されました昭和二十九年における台風十五号災害対策調査の件について御報告申し上げます。

本委員会は、本年九月二十六日夜半より本道全域を襲った台風十五号による災害発生直後の十月一日にこれが復旧対策を議する目的を以て招集された第三回臨時議会におきまして設置されたのでありますが、爾来本委員会は、会議を開くこと六回、道内被害状況調査のため、三班に分け委員の現地派遣、或は保利農相、加藤國務相の来道視察に際しましては委員を挙げ同行せしめる外、六次に亘り上京委員を派遣する等、台風十五号災害対策の推進を図つて参つた次第であります。

而して、第一班、第二班上京委員の中央折衝経過及び道内災害地視察の概況につきましては、十月二十九日一応文書を以て中間報告を致した処であります。が、この概況等を含め現在までの概要を御報告申し上げます。

まず第一班上京委員は十月六日上京し、十月十三日まで滞京、第二班上京委員は、引続き十月十四日上京、十月二十一日まで滞京の上、中央折衝に当つたのでありますが、当初今次災害の被害程度が開道以来の大損害であるにも拘らず、中央当局始め一般の本災害に対する関心が、洞爺丸沈没という未曾有の惨事に耳目を奪はれ、その認識が甚だ薄い状況下にありました関係から、道選出国会議員連盟の協力を得、道理事者側及び災害対策特別委員と緊密なる連携の下に、被害の実態について認識を深めるための啓蒙に主力を注ぎ、国会、政府首脳、各政党幹部に対し、夫々陳情折衝を行い、緊急つなぎ資金の決定、保利農相の視察渡道、災害対策本部の設置と、更に加藤本部長の視察渡道等、政府が災害対策等について施策を講ずる素地を作ることに折衝の重点を置いた次第でありまして、この結果、政府、国会、各政党におきましても漸時本道災害の実態についての認識を新にするに到り、特に災害対策連絡本部長加藤國務相は、大蔵、農林、建設の各相、開発庁、内閣官房審議室等の関係係官を滞同し、十月二十二日より六日間に

126	開拓者として適用の件	農地開拓
169	湿地干拓併せて内陸運河開さく工事実施の件	同
211	遠別町字共栄地区入植促進の件	同
67	道費補助土地改良事業の予算増額並びに補助率引上げの件	同
306	三笠町幾春別高台道有林内開拓適地開拓計画樹立の件	同
347	浜頓別町区域内の開拓適地に開拓計画並びに入植促進の件	農地開拓
348	天北原野東部農業開発地域の開拓促進方要望の件	同
354	大滝村字清原開拓地区の入植促進の件	同
449	災害復旧事業費未交付補助金交付の件	土木
454	道道函館亀田線の路線認定変更の件	同
359	十五号台風及び岩内町大火災害に対する住宅対策の件	建築

亘り本道各被害地を視察の上、十月二十五日知事室において、風倒木の処理に被害農民の従事を含む救農土木事業の実施、営農資金融通に対する特別立法の政府提出、農業保険金の早期支払、転落農家に対する政府手持食糧の払下げと代金延納、岩内町に對する公営住宅国庫補助の交付とつなぎ資金の融資、災害救助法発動市町村に對する風倒木の払下げと代金延納、開拓住宅の倒壊復旧のため節約予算の解除と予備金の支出、公共土木施設災害復旧費の追加支出、農林漁業施設復旧資金融資枠の設置と特別立法措置等について急速に對策を講ずる旨の言明がなされたのであります。

併しながら中央の情勢は、本年度予備費の予算枠及び財政金融全般に亘る逼迫した事情並びに災害による被害が一部地方に局限され、全国的には戦後最低のものであるとの理由から、政府は昨年のように救農臨時国会を招集して對策を推進する態度を示さず、これが對策の見通しは極めて困難視される情勢から、更に上京委員を挙げ折衝を継続することとした次第であります。

第三班の上京委員は十月二十九日より十一月七日まで滞京し、本道を視察致しました加藤國務相が引続いて九州及び四國の災害地を調査中であり、又各省においては被害状況に應ずる對策について数字取りまとめの段階にありました關係から、各省に對し對策予算の増額要望の折衝を継続致したのであります。

更に第四班の上京委員は十一月七日より同月十六日まで滞京し、加藤國務相の帰庁により本道の被害と九州方面との被害が對比され、政府の災害對策についての動きが現われてまいつたのであります。即ち、

その一とし、大蔵当局は災害對策について昨年の如き高率国庫補助の特別立法は行わない意向であること。

その二として、農林漁業、小企業に對する融資は最少限度に止めること。

その三として、救農事業は本道のみに行うという大蔵省方面の意向が、本州地域選出議員の運動により崩れる虞れがあること。

その四として、各省は大蔵省と予算折衝を行つてゐるが、一兆円予算により大中計上が困難であること。

等の情勢となつたのであります。

依つて上京委員は国会議員連盟の協力を得、道理事者側と共に、加藤本部長と再々会見を行い、同國務相が道知事室において言明した災害對策の実現化のための予算増額と特別立法の政府提出を要望すると共に、各省が災害對策特別立法に

對し消極的であるためのこれが積極的推進、又政府提案を行わない對策事項については、特別立法の議員提案の促進、更に對策予算増額措置等につきまして、兩院關係委員會、各党、特に自由党改進黨、總務會に對し要望を続行致した次第であります。

而して十一月十八日大蔵省は補正予算等について、大体査定を終了し、連絡本部の議を経て、十一月二十二日閣議決定の情勢となり、又十一月十九日自由党災害對策特別委員會は、十一項目の特別立法について検討を行い、その中、政府提案以外は研究の上議員立法を考慮する旨を同黨總務會において了承された事情等から、この面に對する推進もなされたのであります。

次いで第五班の上京委員は十一月二十日より同月二十九日までかかる状態下に上京し、自由党災害對策委員會の特別立法案中、公立学校施設災害の對象に教員住宅を取り入れること、国民健康保險事業に對する貸付及び補助の特別法制定の促進等の折衝を続けたのであります。かくて、十一月二十二日補正予算の閣議決定は、政局を反映し、難航の結果、漸く二十三日に至り決定を見たのであります。が、本委員會關係の台風十五号災害對策事業費の予算措置額は、

第一に、救農事業費としての風倒木処理費 八億五千万円

第二に、災害復旧補助費 四億九千六十八万円

その内訳は、土木關係として、災害土木復旧都市計画補助一億三千五百八十九万円、建築關係として、災害公營住宅建設補助二億五千三百六十九万円、水産關係として、魚田開発住宅復旧補助五百八十七万円、文教關係として、公立文教施設復旧補助八千万円、衛生關係として、伝染病舎、隔離病舎、その他公衆衛生施設復旧補助二千五百万円、労働關係として、職業補導所復旧補助百二十万円、

第三に、その他の災害對策費關係補助 二億九千五百四十一万円

その内訳は、民生關係として、災害救助費、生活保護費、その他補助一億七千七百万円、労働關係として、失業對策事業費補助一億一千八百四十一万円、以上の予算措置分合計十六億三千六百九万円となるのであります。

又融資に對するこれまでの決定分は、住宅金融公庫からの住宅建設資金二億四千七百七十八万円、農林中金からの漁業災害復旧資金一億四千三百八十三万円、農林漁業金融公庫からの水産施設復旧資金三億二千七百六十万円、中小企業金融公庫及び国民金融公庫からの商工鉅業復旧資金二億八千万円、計九億九千九百二

十一万円となるのでありまして、尙、この金額については決定のものもあります
が、配分未了のため推定した金額もありまして、詳細は先に各位に配付されまし
た台風冷害災害対策に関する中央折衝結果調により御承知頂きたいと存じます。

更に、漁業災害復旧資金の融資法案が総枠十五億円、利率年六分五厘を以つ
て、政府提案を十一月二十四農林省において決定を見、又道及び市町村に対する
つなぎ資金については、第六次まで合計七億二千八百万円が決定された次第であ
ります。

以上の補正予算の閣議決定及び従来までの行政措置により決定した予算並びに
融資の獲得程度をもつてしては、不充分である処より、十一月二十五日に在京議
員と理事者側は、補正予算決定の新段階に対処し、重点要望事項を協議の上、今
後の折衝方針についての原案を定め、翌二十六日に国会議員連盟と協議の結果、
これを推進することと致したのでありますが、その内容は、

特別立法措置を要するもの

十五項目

特別行政措置を要するもの

二項目

を議員立法、又は議員修正に持込まんとするものであります。

即ち、特別立法措置を要するものにつきましては、

- 1 公共土木施設復旧の高率補助
- 2 農林水産施設災害復旧の高率補助
- 3 被害農林業者の資金融通特別措置
- 4 被害農家に対する米麦の売渡の特別措置
- 5 公立教育施設災害復旧の高率補助
- 6 中小企業者に対する資金の融通特別措置
- 7 中小企業信用保険法の特別措置
- 8 失業対策事業の特別措置
- 9 地方公共団体の起債の特別措置
- 10 公衆衛生保持に関する特別措置
- 11 国民健康保険事業資金貸付及び補助の特別措置
- 12 水稻健苗育成施設普及促進措置
- 13 土地改良区の起債及び借入金の特別措置
- 14 農林漁業金融公庫法の一部改正による施設災害の復旧資金枠拡大措置
- 15 漁業災害の復旧資金の融通特別措置

の十五項目でありまして、政府提出のものにつきましては、道の要望点について
議員の修正を望み、政府提出以外のものにつきましては、議員提出を要請する
外、これら特別立法に伴う予算の増額修正を要請しようとするものであります。

又特別行政措置を要するものと致しましては、

第一に、救農事業費

七億三千二百六十八万八千円

増額、その内容は、

土地改良事業費増額

七億円

林道開設事業費補助

二千万円

炭がま構築補助

一千二百六十八万八千円

第二に、種痘雑穀種子補助増額

八千九百一十一万五千円

以上の予備費増額修正の要望を行うことに致したのであります。

次いで第六次の上京委員は十一月二十九日上京し、尙他の用務を以つて上京中
の常任委員等上京議員各位の協力をも得て、先に申上げました特別立法及び予算
増額修正等の折衝を衆参両院関係委員会、各党政調会、政策審議会等に対しまし
て、反復継続致したのであります。

時恰も政局は、新党の結成、野党側における吉田内閣不信任案準備を巡り、解
散か、総辞職かの問題で政府は勿論、国会の空気が異状なる状態を示し、十一月
末の情勢におきましては、十二月四日までに各案共両院を通過しない限り、特別
立法及び予算修正は時間切れとなる虞れが多分に予想される事態であつたのであ
りまして、十五法案の準備と、これが各党各派の了解工作、政府原案に対する修正
と与党の立場、加うるに災害が一部地方に局限せられてはいる関係上、一般に国会
議員の関心が薄く、洵に困難な情勢下に置かれたのであります。

この間、即ち、第二十臨時国会中はほとんど連日院内に入り、理事者側と一体
になつて機宜に即した凡ゆる折衝を続行致したのであります。而して以上の折衝
の結果、高率国庫補助立法につきましては、概ね不成立に終つたのであります
が、融資等に対する法案は、通過成立を見た次第でありまして、更に、今回成立
した特別立法及び予算並びに今回不成立案件に対する今後の見通等について申し
上げたいと存じます。

今回成立致しました災害特別立法及び予算の中、農業関係を除き、台風災害に
関するものの概要は次の通りであります。

第一に、被害中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法につきまして

は、商工業、その他政令で定める事業を行う小規模の事業者で、常時の使用人十人以下、商業又はサービス業については、三人以下の使用人を用いる小企業者に対し、五億円の限度において復旧資金の融通について利率の引下措置を講じようとするものでありまして、小企業者一人につき総額二十万円、中小企業協同組合につき百万円の範囲内という政府原案を、資金枠十五億円とし、中企業を含める議員修正を要望、折衝致したのでありますが、結局この要望は認められず、政府原案の通り成立致した次第であります。

第二に、中小企業信用保険法の特例に関する法律につきましては、被害中小企業者の再建資金の融資を円滑にするため、再建資金の保険填補率現行百分の八十を百分の九十に、債務保証の保険填補率現行百分の六十を百分の七十に引上げようとする議員立法であります。

第三に、台風、冷害の被害地方公共団体に対する起債の特例に関する法律につきましては、冷風害による税、使用料、手数料等の減免による歳入欠陥充当費、冷風害対策費充当債につき総額十五億円の枠を認め、預金部簡保、郵便年金資金の融資を図らうとする議員立法でありまして、この起債の国庫による元利補給をも併せて要望致したのでありますが、元利補給については認められなかつた次第であります。

第四に、漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法につきましては、政府提出により総枠十五億円、年利六分五厘の融資及びこれに伴う損失補償、利子補給を行わんとするものでありまして、岩内町分については、特に三分五厘に利率を引下げるよう利子補給の増額方議員修正を要望致したのでありますが、結局政府原案の通り成立致したのでありまして、これにより本道として総枠十五億円の、十億円の配分が期待されるのであります。

第五に、北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法につきましては、本年四月以降、即ち、五月暴風と今次台風による災害救助法発動市町村が国有林の風害木を、公共施設、公営住宅、及び被害者の住宅又は農林漁業用施設の復旧資材として売却を受ける場合の代金は、無担保、無利息で三年以内の延期を認めるというものであり、政府原案の通り成立致したのであります。

第六に、補正予算の増額修正につきましては、一兆円予算の枠と政局激動の間にあつたため、とにかく不満ではあるが、成立させようとの国会の大勢に押さ

れ、遂に要望は容れられず、先に申し述べました政府原案の通り十二月六日成立致したのであります。

次に、未成立法案中、公立教育施設の災害復旧事業に要する経費についての国の負担及び補助に関する特別措置法につきましては、中央折衝の過程において、政府として累年災害の公立教育施設復旧につきましては、通常国会において高率補助の立法を考慮し、二十八年災害に遡り適用する用意があるとの自由党政調会長（自）の言明を各党が了解して今回提案されなかつた事情にあり、又国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法案につきましては、要望の補助は容れられなかつたのでありますが、資金の貸付については衆議院を通過し、参議院において惜しくも時間切れとなつた事情があるのであります。以上の二法案につきましては、今後の中央折衝に期待が持たれる状況であります。

以上の経過と復旧対策の現状並びに本委員会設置の趣旨に鑑み検討の結果、今後に残された問題につきましては、専門的立場より関係常任委員会の活動に待つのが、より効果的であり、又適切な措置であるとの結論に達しまして、本委員会では、今議案を以つて調査終了とすべきことに決定されたのであります。

以上が本委員会の付託案件調査の経過及び結果の概要であります。この際私は、災害発生以来約三ヶ月の長期に亘る本委員会の活動期間中、終始御努力を賜りました議員並びに理事者の各位に対し深く敬意を表すると共に、道選出国會議員連盟の御尽力、更に又本道の災害に深く御同情と御理解を賜りました中央関係当局に対し、深甚なる感謝の意を表するものであります。

又罹災道民の各位に対しては、対策の足らざることを深くお詫び申し上げると共に、自力再起に一段の決意を高められんことを祈念致しまして私の報告を終ります。

○十二月二十五日、午後零時二十三分開議、諸般の報告の後、三室議員（自）より、高等学校入学選抜問題について、特に(1)高校長の入学許可権限、(2)中三学力テストの意義、(3)選抜要綱の作成と教育委員会の権限に関する文部省通牒について緊急質問、教育委員長より答弁、教育長より答弁、三室議員より再質問、教育委員長より答弁、次に日程に追加し、議案第二十四号を議題に供し、中牧土木副委員長（自）より

委員会における審査の経過並びに結果について報告、これを諮つて異議なく同意議決、次に日程に追加し、議案第二十九号乃至第三十四号を一括議題に供し、本案については説明、質疑を省略のことに決し、議案第二十九号乃至第三十二号は委員会の審査を省略して原案可決、議案第三十三号は総務委員会に、議案第三十四号は農地開拓委員会にそれぞれ付託の上、午後零時五十分散会。

○十二月二十七日、午後二時五十二分開議、予め時間を延長、諸般の報告の後、日程に追加し、議案第三十六号を議題に供し、副知事（野口）の説明を聴取、質疑を省略し、直ちに委員会付託について諮り、異議なくそのことに決して午後三時四分一旦休憩、午後四時五十五分再開、直ちに散会。

知事説明要旨

只今議題となりました「札幌郡札幌村及び篠路村を廃し、その区域を札幌市に編入するの件」について御説明申し上げます。

札幌村は札幌市に隣接し、又篠路村は札幌村に隣接して、ともに農業を主産業としている村でありまして、特に札幌市民の野菜等の給源地とし、また市勢の膨脹に伴つて住宅、工場地帯の設定等々経済、文化、交通、その他住民の日常生活は市と非常に密接な関係をもっているものであります。このような実情と将来性を考慮の上、今後札幌市の行政施策に期待し今回合併の協議が整い申請があつたものであります。適当のものと認めここに御提案申し上げた次第であります。

なお、施行の期日は明年三月一日を希望しておりますのでお含みの上、よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○十二月二十八日、午後二時五十二分開議、予め時間延長の後、諸般の報告、日程に入り、日程第一議案第一号乃至第九号、報告第一号、第二号を議題に供し、本多予算特別委員長（協俱）より、本案審査の経

過並びに結果について報告、これを諮つて異議なく委員長報告通り原案可決、次に日程第二のうち議案第三十三号（審議未了）を除き、議案第十号乃至第十五号、第二十号、第二十一号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第三十四号、第三十六号、報告第三号、諮問案第一号を議題に供し、立原総務委員長（自）より、議案第十号、第十一号、第二十号、第二十一号、第二十三号、第三十六号について、平野農務副委員長（自）より、議案第十二号、第十三号、第十五号、報告第三号について、坂本水産委員長（自）より、議案第十四号について、徳中土木委員長（自）より、諮問案第一号について、宮坂商工委員長（協俱）より、議案第二十六号、第二十七号について、安達農地開拓委員長（自）より、議案第三十四号について、それぞれ委員会審査の経過並びに結果について報告、議案はいずれも原案可決、報告は承認議決、諮問案については意見答申議決に決した。

次に日程第三議案第二十八号及び日程第四議案第三十五号を一括議題に供し、本案は委員会の審査を省略し同意議決に決し、次に日程第五請願審査の件、日程第六陳情審査の件を一括議題に供し、本案は委員長報告を省略し、委員会決定通りに決することについて諮り、異議なくそのことに決し、次に日程第七意見案第一号（北海道開発行政の一元化並びにその機構の強化促進に関する意見書）を議題に供し、西田（信）議員（自）より趣旨弁明があり、ついで道下議員（協俱）より、本案は重要案件でもあり慎重審査の必要がありと認められるので総合開発調査特別委員会に付託し、次の会期まで継続審査を行うこととせられたい旨の緊急動議を提出、賛成あつて動議成立、動議に対し通告による討論に入り、平野議員（自）反対、西村議員（社左）賛成の討論の後、起立による採決の結果、起立多数にて動議を可決、本案は総合開発調査特別委員会に付託、次に日程第八決議案第一号を議題に供し、趣旨弁明省略、朗読の上原案可決、次に日程第九意見案第二号を議題に供し、金沢衛生委員長（自）より、趣旨弁明あつて原案可

決、次に日程第十閉会中決算継続審査の件、日程第十一閉会中請願及び陳情継続審査の件、日程第十二閉会中事務継続調査の件を一括議題に供し、本案は委員会に対しそれぞれ継続審査又は調査を付託することと決し、次に日程第十三冷害対策及び台風十五号災害対策調査の件を議題に供し、本件については本日をもつて調査終了について諮り、異議なくそのことに決し、以上をもつて議案第三十三号を除く案件全部議了した旨を述べ、蒔田議長閉会の挨拶の後、閉会を宣した。

予算特別委員長報告

私は、過般設置せられました予算特別委員会の委員長として、ここに委員会における審査の経過並びに結果の概要について御報告申し上げます。

本委員会に付託せられました案件は、議案第一号乃至第九号、報告第一号及び第二号の十一案件でありまして、去る二十二日委員会が設置せられますや、ただちに委員会を開き、正、副委員長長の互選を行うとともに、議事日程を決定し、翌二十三日より審議を開始いたしました次第であります。

付託案件審査につきましては、二十三日午前は衛生部、商工部、労働部、民生部所管、午後は建築部、土木部、水産部所管、二十四日午前は農地開拓部、林務部、教育委員会所管、午後は農務部、警察本部所管、二十五日は本会議終了後総務部所管をそれぞれ一括し、三日間にわたり質疑応答が行われた次第であります。

この間、委員各位におかれては終始慎重、且つ熱心に審議を尽くされたことに対しては、この際、衷心敬意を表する次第であります。

先づ、議案第一号の道費追加更正予算は、分担金及び負担金、国庫支出金、雑収入、道債等七億一千六百七十八万余円の財源を見合として警察費の補正増額を行うの外、生活保護費、失業対策費、教育費、土木費、産業経済費等、当面緊急経費につき措置せんとするものであり、議案第二号乃至第六号は特別会計予算の追加更生であり、議案第七号乃至第九号は第一号議案の付帯議案であり、報告第一号は災害救助費千二百万円、報告第二号は台風災害対策費として国庫補助金の増額及び冷害対策として国庫予算の節約解除並びに予備金支出による事業費合計

七億百三十九万円の予算追加の専決処分に対し承認を求める案件でありまして、その内容につきまして、あらゆる角度から、熱心な論議がかわされた次第であります。

これらの質疑を通じ論議されました点は、

歳入関係において、救農土木事業関係費に対する今後の起債承認の見通し、当初予算において生業資金の財源にこれが還付金を見込んでおつたものを今回起債に振替えた理由等の問題、

歳出関係の衛生部所管につきましては、市町村に対する結核予防接種費補助金の早期交付、冬期間における農山漁村の避地巡回診療、原水爆実験に伴う放射能に対する予防指導対策、

商工部所管につきましては、中小企業者に対する年末金融対策、するめの輸出調整対策、中小炭鉱経営不振に対する救済対策、青函間の貨物滞貨に伴う輸送力の増強対策、

労働部所管につきましては、失業対策の実地現況並びに失対事業主体が負担する冬期加給金制度の明確化、冷害、台風被災町村に対する失対事業の実施現況、中小炭鉱経営不振に伴う労働者の低賃金及び労働過重に対する防止対策、民生部所管につきましては、生業資金の貸付現況、生活要保護世帯の救済対策、生活保護法適用者の実数及び今後の増加見込数並びに生活保護費の年度末所要見込、国民健康保険直営診療所に対する道費補助措置、災害救助基金の法定積立をしない理由、青少年犯罪防止対策等の諸問題、

建築部所管につきましては、岩内町の大火後における住宅建築の進捗状況、道立ブロック建築指導所の指導方針の明確化、

土木部所管につきましては、風倒木流出による橋梁、護岸等の災害防止対策、救農土木工事の早期着工措置、道路占用料及び河川敷地使用料の減免措置、定期命令航路補助金の増額措置、失対事業の主体性確立化、道路除雪の拡大実施措置、過年度災害仕越工事補助の早期交付措置、

水産部所管につきましては、するめの出荷調整対策、冬漁漁獲制限のための取締強化措置、四十七度以南の漁業区域拡張計画の見通し、漁業転換五ヶ年計画の明確化、魚粕リンク米の確保措置、漁業資源調査費の増額措置等の諸問題、

農地開拓部所管につきましては、道の直営工事として実施すべき道営軌道客

議長 蔭田余吉殿

同	高田治郎
同	土山宇三郎
同	道下美作
同	西村武夫
同	田中巖
同	原田伊曾八

日ソ両国間の経済交流促進に関する要望決議
 日ソ両国間の経済交流を促進し、両国間にわたる諸懸案の解決を図ることは、アジアの平和、ひいては世界平和確立のため、現下最重要問題の一つであると確信する。

特に北海道は歴史的、地理的、経済的環境から、道民のこれら諸懸案の友好的解決を要望する叫びは、真に切実なものがある。

即ち、本道漁業者が中心となつて心血を注いで開拓した北方漁業の開放とその安全操業の確保、北洋村、樺太炭等の輸入及び農産物、船舶等の輸出による貿易促進等、本道産業経済の振興、道民生活の安定上、日ソ両国の友好を促進し、国交回復の上、解決を要する問題が山積している現状である。

而して、最近相次ぐ訪ソ者の報告、或はソ連邦政府責任者の声明として伝えられるところによれば、ソ連邦側は日ソ経済交流に関して日本政府と話合の用意がある旨報ぜられており、又政府の外交方針においても国際信義に立脚した日ソ経済交流促進問題がとりあげられ、これら内外情勢の好転に対し、道民は重大な関心と期待をもっている。

依つて、政府及び国会におかれてはかかる情勢に対応し、道民の熾烈なる要望である北方漁業の開放促進並びにその安全操業の確保、その他日ソ経済交流の促進を図るため、日ソ国交回復について最大の努力を払はれ、特に、

- 一 日ソ漁業協定の締結促進
 - 一 日ソ経済会議の実現
 - 一 対ソ要望をソ連邦政府へ伝達し得る具体的方途の確立
- 例えば、ソ連邦政府漁業代表の招請等の具体的外交措置を早急に講ぜられたいのである。
- ここに本議会の決議をもつて、日ソ両国間の経済交流促進に関し強く要望す

る。

内閣総理大臣	北海道議会議長	蔭田余吉
外務大臣		
通商産業大臣		
農林大臣		
水産庁長官		
衆議院議長		
同 外務委員長	各道	
同 通商産業委員長		
同 水産委員長		
同 参議院議長		
同 外務委員長		
同 通商産業委員長		
同 水産委員長		

意見案第二號

(昭和29・12・28原案可決)

日本赤十字社北海道支部等四医療団体の医療施設設備資金に対し長期融資に関する意見書
 (陳情書)

衛生委員長 金沢 藤吉君提出

一 北海道における公的医療機関として道民医療の確保上重要な使命を有する日本赤十字社北海道支部、北海道厚生農業協同組合連合会、北海道社会事業協会、済生会北海道支部等四医療団体の医療施設の整備拡充に必要な設備資金に対し、長期、低利の融資について特別の措置を講ぜられたい。

(理由)

本道における日本赤十字社北海道支部等四医療団の医療施設は現在五十五ヶ

所を有し、一ヶ年における取扱入院患者数は延百十万、外来患者数延二百五十三万余を算え、本道医療事業に多大な貢献をなしているが、これら四団体の医療施設の大部分は老朽且旧態依然たるものがあり、時勢の要求に應えるに甚だ遠い現況にあり、これが整備拡充は道民医療確保上喫緊の要務とするところである。

しかし、差し当りこれら設備の整備拡充に要する資金は四億四千万円に達しているが、かかる多額の資金をこれら団体自体において調達することは全く不可能と認められる。

しかるに、現行法上医療機関に対する資金融資の唯一の方途である中小企業金融公庫法もこれら四団体を対象としておらず、全く資金調達の途を閉ざされている現状であり、かかる状態のまま推移するときは早晚経営維持の危機を招来することは必須であり、道民医療確保上誠に堪えぬものがある。

よつて、これら四医療団体が公益的医療団体であり、且本道医療事業に占める使命の重要性に鑑み、その設備資金に対し速かに長期低利資金融通の途を講じ、健全なる育成を図るとともに、道民保健衛生の萬全を期せられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔 田 余 吉

大 蔵 大 臣	各通（行政庁以外は陳情書とする。）
厚 生 大 臣	
通 産 大 臣	
中小企業庁長官	
経済審議庁長官	
北海道開発庁長官	
衆議院議長	
参議院議長	
北海道知事	

常任委員会

議会運営委員会

〇十二月十八日 午前十一時三十分、議長室において開議。

- ① 補欠議員及び議員の所属異動に伴う議席指定と議席変更を決定。
- ② 補欠議員の紹介を行うことを了承、補欠議員の常任委員選任については、遠藤議員（社左）は農務、林務、岩田議員（自）は水産、農地開拓の各常任委員とすることに決定。

- ③ 提出議案に対する知事説明を聴取すること、議案第十六号乃至第十九号、第二十二号は総務委員会に付託し本日即決とすることに決定。

- ④ 二十日は休会とし二十一日再開することに決定。

- ⑤ 大久保議員（協俱）より通告のヒロポン禍対策に関する緊急質問を行うことを了承。

- ⑥ 議案第二十五号は本日即決とすることに決定。

- ⑦ 農地開拓部職員の不正事件に関する農地開拓委員長報告を行うことに決定。

- ⑧ 本日の議事は、(1)知事の提案理由説明を聴取、(2)議案第十六号乃至第十九号、第二十二号、第二十五号を総務委員会付託、(3)緊急質問、(4)農地開拓委員長報告の後休憩、(5)再開後議案第十六号乃至第十九号、第二十二号、第二十五号議決、の順序とすること。

- ⑨ 議長より、全国議長会の決定事項について説明。

⑩ 事務局長より、二十九年度議会費追加予算並びに三十年度議会費予算について説明。

⑪ 本会議は午後一時開会とすることとし、午後零時十分散会。

○十二月二十一日 午前十一時十四分、議長室において開議。

① 本日提案の議案第二十六号、第二十七号、報告第四号の提案理由の説明を聴取することに決定。

② 知事より、全国知事会議出席のため二十一日二便で上京し、二十四日一便で帰庁することについて了承を求め、ついで年末手当の問題について説明。

③ 代表質疑は、三室（自）井口（社左）和平（労）議員の順に行うこと。

④ 予算、決算両特別委員会の委員は各十七名に決定、各党割振りは協俱六、自由五、左社二、右社二、公正一、労農一で、明朝まで委員の人選を決定すること。

⑤ 本日の本会議は午後一時より開議することとし、午前十一時三十分散会。

○十二月二十二日 午後一時四十六分、議長室において開議。

① 本日の議事は、吉田（豊）議員（自）の一般質疑終了後、予算、決算両特別委員会を設置、特別委員会設置の動議は自由党より提出すること。

② 議事課長より、予算、決算両特別委員の氏名を報告。

③ 議案の委員会付託については原案のとおり決定。

④ 冷害凶作、台風十五号の各特別委員長より報告を行うこと、両委員会の調査終了の議決については、会期最終日に議決することに決定。

⑤ 二十三、二十四の両日は休会とし、会期は二十八日まで延長する

ことに決定。

⑥ 議長より、都道府県会議員の選挙に関する全国議長会からの連絡について説明、本件については各党幹事長の参集を求めて協議することとし、

⑦ 本会議は直ちに開議することとし、午後一時五十五分散会。

○十二月二十五日 午前十一時十五分、議長室において開議。

① 議案第二十九号乃至第三十四号は提案理由の説明を省略、議案第二十九号乃至第三十二号は即決、第三十三号は総務委員会付託、第三十四号は農地開拓委員会付託することに決定。

② 議案第二十四号については本日土木委員長より報告を行うこと。

③ 三室議員（自）より通告の緊急質問を行うことを了承。

④ 本日の議事は、三室議員（自）の緊急質問、議案第二十四号に対する土木委員長報告及びその議決、議案第二十九号乃至第三十二号の即決、第三十三号及び第三十四号の委員会付託の順とすること。

⑤ 本会議は午後零時開議することとし、午前十一時二十七分散会。

○十二月二十七日 午後二時三十分、議長室において開議。

① 予め時間を延長し、四時半頃までに議案第二十八号、第三十五号に対する各党の意見をもち寄り、議運を再開して協議することとし、

② 議案第三十六号を本日提案することを了承、提案理由の説明聴取後委員会付託とすることに決定、暫時休憩、午後四時四十分再開。

③ 議案第二十八号、第三十五号については同意することに決定。

④ 意見案第一号については明日までに検討すること、一切の案件は明日に持越し本日は直ちに本会議を再開して散会することに決し、午後四時五十五分散会。

○十二月二十八日 午後一時五十二分、議長室において開議。

① 議案第三十三号は審議未了とすることを了承。

② 本日の議事は、日程第一予算特別委員長報告、議決、日程第二常任委員長の報告、議決、日程第三議案第二十八号議決、日程第四議案第三十五号議決、日程第五請願審査の件、日程第六陳情審査の件、日程第七意見案第一号、日程第八決議案第一号、日程第九意見案第二号、日程第十閉会中決算継続審査の件、日程第十一閉会中請願及び陳情継続審査の件、日程第十二閉会中事務継続調査の件、日程第十三冷害対策及び台風十五号災害対策調査の件の順序とすること、決議案第一号については各党代表提案とすることを了承。

③ 意見案第一号の取扱い方について各党で協議の上、意見を持ち寄ることとし、午後二時四分休憩、午後二時三十一分再開。

④ 意見案第一号については総合開発調査特別委員会に付託の動議を提出、動議に対する討論を行い、採決は起立の方法によることとし、午後二時二十九分散分。

総務委員会

○十二月十四日 午後三時五十五分、第三委員室において協議会を開議。

立原委員長（自）より、町村合併の現地調査について協議を行う旨を述べ、町村合併の提案予定について地方課長より説明を聴取、緊急を要する分について現地調査を行うこととし、第一班大久保（協俱）（二瓶）（協俱）吉田（定）（協俱）各委員は釧路村、昆布森村、第二班金沢（自）窪田（公）委員は福島町、吉岡村、第三班田

中副委員長（自）山内委員（労）は黒松内村、熱郭村、樽岸村及び寿都町、歌葉村、磯谷村、樽岸村、期間はそれぞれ十二月十五日より三日間と決定、午後四時十分散会。

○十二月十五日 午後零時四十分、第三委員室において開議。

立原委員長（自）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第七十五号、第一百一号、第二百二十九号、第四百四十四号、第四百九十九号、第三百七十七号、第三百七十二号、第三百九十四号、陳情第八十三号、第八十七号、第二百八十三号、第二百八十五号は採択、請願第四百八十七号、陳情第三百三十八号は不採択、請願第二百一十一号、第二百九十五号、陳情第三百三十九号、第二百三十一号、第二百八十六号、第二百八十八号、第二百八十九号、第三百十六号は継続審査に決し、午後一時三十分散会。

○十二月十八日 午前十一時二十分、第三委員室において開議。

① 冒頭、昆布森村オタイボウス代表者より、釧路村、昆布森村合併について昆布森村オタイボウスは厚岸町に地区編入について、吉岡村長より、福島町、吉岡村の合併実現方について、宗谷村代表より、稚内市、宗谷村の合併反対についてそれぞれ陳情を聴取。

② 立原委員長（自）より、提出案件に対する説明を求め、教育委員会、農務部、衛生部、水産部、公安委員会、労働部、建築部各所管について財政課長より説明、大久保委員（協俱）より、日高支庁管内保健所設置の問題について、山内委員（労）より、冷災害予算の問題、失対事業中の冬季加給及び年末手当の問題、警察予算の問題等について、金沢委員（自）より、麻薬取締に関する警察予算の問題について、吉田（定）委員（協俱）より、冷災害による転落農家に対する失対事業費による措置について、二瓶委員（協俱）より、失対事業の負担区分について質疑があり、財政課長より答弁。

③ 次に農地開拓部、商工部、道議会、出納局、総務部各所管について財政課長より説明、川人委員（社右）より、中小企業振興対策助成の内容について、二瓶委員（協俱）より、知事交際費増額の問題について、山内委員（労）より、知事交際費に対する方針について質疑があり、財政課長より答弁。

④ 次に土木部、林務部、民生部各所管及び特別会計について財政課長より説明。

⑤ 次に議案第七号乃至第二十五号、報告第一号乃至第三号、諮問案第一号について財政課長、地方課長より説明、山内委員（労）より、議案第二十五号損害賠償事件応訴等の件で道が敗訴した場合の損害について、金沢委員（自）より、合併町村に対して財政上考慮される点及び警察予算の問題について質疑があり、総務部長、地方課長、出納局総務課長より答弁、午後零時五十五分休憩、午後三時三十五分再開。

⑥ 委員長より、陳情聴取について諮り、異議なくそのことに決し、寿都町長より、寿都町、樽岸村、歌楽村、磯谷村の四カ町村合併方について陳情を聴取。

⑦ 次に付託案件の審査を行う旨を述べ、審査に入る前に町村合併現地調査班の報告を求め、金沢（自）山内（労）大久保（協俱）各委員よりそれぞれ報告、ついで議案第十七号、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十五号は原案可決に決し、山内委員（労）より、議案第十九号歌楽郡歌楽村、磯谷郡磯谷村、寿都町寿都村及び樽岸村を廃し歌楽村、磯谷村、寿都町及び樽岸村の一部をもつて寿都町を置くの件については、合併後に磯谷村の一部北尻別の地区境界変更について立地条件等諸般の状況を勘案し検討さるべき旨の要望と、直接議案に係るはないが、将来東島牧、西島牧両村を寿都町に合併を考慮さるべき旨を委員長報告にうたうべき旨の意見があつてそのことに決し、暫時休憩、午後五時二十分再開。

⑧ ついで議案第十六号釧路郡釧路村及び昆布森村を廃しその区域をもつて釧路村を置くの件については、大久保委員（協俱）より、合併後地区変更の調整を要する旨を委員長報告にうたうべき旨の意見があつて、異議なくそのことに決し、議案第十六号は原案可決に決定、ついで請願第二百一十一号は採択、陳情第三百三十九号は不採択に決し、

⑨ 次に議案第二十号宗谷郡宗谷村を廃しその区域を稚内市に編入するの件、議案第二十一号檜山郡泊村及び江差町を廃しその区域をもつて江差町を置くの件を審査のため現地調査を行うことに決し、宗谷支庁管内に大久保（協俱）多田（社右）委員、檜山支庁管内に山内委員（労）を派遣すること、期間はそれぞれ十二月二十日より三日間とし、午後五時四十分散会。

○十二月二十一日 午前十一時五十五分、第三委員室において協議会を開議。

立原委員長（自）より、定数に達しないが協議会形式で追加案件について説明を聴取する旨を述べ、議案第二十六号、第二十七号、報告第四号について財政課長、商工振興課長よりそれぞれ説明を聴取、午後零時十分散会。

○十二月二十五日 午後二時、第一委員室において開議。

① 立原委員長（自）より、陳情聴取について諮り、異議なくそのことに決し、宮坂寿美雄より、議案第三十三号関大関牛関鶏等取締条例を廃止する条例制定の件を原案可決されたい旨の陳情を聴取。

② 次に付託議案の審査に入り、議案第十号、第十一号、第二十一号、第二十三号は原案可決に決し、同第二十号、第三十三号は次期委員会で審査することとし、

③ 次に大久保委員（協俱）より、札幌、篠路両村が札幌市に編入さ

れた場合の道議會議員定数の問題について質疑があり、地方課長より答弁、午後三時二十分散会。

○十二月二十七日 午後零時五分、第二委員室において開議。

- ① 立原委員長（自）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第二十号宗谷郡宗谷村を廃しその区域を稚内市に編入するの件については、多田委員（社右）より現地調査の結果について報告の後、原案可決に決定、ついで議案第三十三号岡大岡牛岡鶏等取締条例を廃止する条例制定の件について、山内（労）西田（信）（自）川人（社右）各委員より質疑があり、総務部長、道警刑事部長より答弁、暫時休憩、午後三時三十七分再開。

- ② 議案第三十三号は次期委員会で審査を統行することとし、
③ 決に追加提案の議案第三十六号札幌郡札幌村及び篠路村を廃しその区域を札幌市に編入するの件について説明を求め、総務部長より説明、午後三時三十七分散会。

○十二月二十八日 午後零時五分、第二委員室において開議。

- 立原委員長（自）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第三十六号は原案可決に決し、議案第三十三号は今会期中に結論を出したがたく審議未了にすることとし、午後零時十五分散会。

衛生委員会

○十二月十四日 午後一時四十分、第三委員室において開議。

- ① 金沢委員長（自）より、陳情聴取について諮り、異議なくこれを

聴取することとし、上磯保健所運営協議会副会長より、上磯保健所のB級昇格、庁舎改築、設備充実等について陳情を聴取。

- ② 次に大久保副委員長（協俱）より、衛生施設等に関する中央折衝の経過について報告、ついで委員長より、離島におけるエヒノコツクス病の発見及びこの対策、エゾ熱の発見及びこの対策、札幌医大における脳手術の状況等について説明を求め、衛生部長より説明、田中委員（自）より、札幌医大に齒科医学部設置の見通し及び公衆衛生学部設置に対する衛生部の決意、教養課程を北大に委嘱する問題について質疑があり、衛生部長、医務課長より答弁。

- ③ 次に請願、陳情の審査に入り、請願第百八十一号、第百三十号、第百三十二号、陳情第百八十四号は採択、請願第百六十四号、第百八十五号、陳情第九十六号、第百五十六号、第百七十号は継続審査に決し、午後三時五十分散会。

○十二月二十七日 午時三時四十分、第二委員室において開議。

- ① 冒頭、江別保健所運営協議会長より江別保健所の運営と施設拡充強化について、札幌医大教授より、札幌医大に大学院設置方について陳情を聴取。

- ② 金沢委員長（自）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第百五十一号、第百五十二号は採択に決し、請願第百五十二号医療施設所要の設備拡充資金に対し長期融資方要望の件については意見案を提出すること、請願第百五十一号札幌医大に大学院設置の件に関する意見案提出については後刻検討することとし、暫時休憩、午後四時十分再開。

- ③ ついで請願、陳情の審査を統行、請願第百七十号、陳情第三百二十三号、第四百四十四号、第四百五十九号は採択に決し、午後四時四十五分散会。

文教委員会

○十二月八日 午後二時、第三委員室において開議。

① 冒頭、千歳町教育長より、千歳高校の学級増加について、札幌市教育委員長、同教育長より、札幌東高等学校の道立移管についてそれぞれ陳情を聴取。

② 勢田副委員長（自）より、三十年度市町村高等学校の道立移管計画について説明を求め、教育次長より説明、ついで本件に対する質疑に先立ち野幌機農学校同盟休校問題について陳情を聴取することとし、暫時休憩、（休憩中、野幌機農学校生徒代表より、学校の運営方針は正方要望のため同盟休校に入っている、これが早期解決に關する幹旋方について陳情を聴取）、午後二時四十五分再開。

③ ついで新川委員（労）より、議事進行について、休憩中の陳情に關連して、高校のヒロポン問題等もあり、私立学校に対する監督権限等について説明を求めたいので、本日の議事終了後関係課に連絡の上説明を得るよう手配されたい旨の発言があり、勢田副委員長（自）より、新川委員の発言を諮り、そのことに決し、ついで休憩前の質疑に入り、新川委員（労）より、江部乙、寿都各高校の完成度合、三十年度当初予算で移管が問題となる学校、留辺蘂、湧別、浜頓別各高校の状況等について、高橋委員（社右）より、三十年度移管の基本的考え方と予定している枠について、中野委員（社左）より、道立移管第一期計画の基本方針と三十年度移管方針の相違の問題、道立移管における郡部優先の問題等について質疑及び意見があり、教育次長より答弁、暫時休憩、午後三時二十三分再開。

④ 坂東（浩）委員（自）より、既定計画外の札幌東、釧路高校の三

十年度道立移管の問題について質疑があり、教育次長より答弁、ついで中野（社左）本多（協俱）新川（労）各委員の間に移管予定高校の現地調査の問題について意見の交換があつて、現地調査の問題については休憩の上協議することとし、暫時休憩、午後四時十分再開。

⑤ 次に勢田副委員長（自）より、現地調査の問題については休憩中協議のとおり一班は札幌、釧路、富川、二班は留辺蘂、湧別とし、日程その他は副委員長一任とすることについて諮り、異議なくそのことに決し、

⑥ 次に新川委員（労）より、高校道立移管に伴う契約履行の状況について質疑があり、学校管理課長より答弁、新川委員（労）より、道立移管に伴う契約履行の督促及びこれが計画について当該町村に對する書面の提出方を措置されたい旨の意見があり、（關連して本多委員（協俱）より、委員会の決議として督促された旨の意見があり）、教育次長より答弁。

⑦ 次に野幌機農学校の同盟休校問題については明日委員会を開くことに決し、午後四時四十分散会。

○十二月九日 午前十一時三十五分、第三委員室において開議。

勢田副委員長（自）より、野幌機農学校同盟休校問題の取扱い方について諮り、中野（社左）高橋（社右）新川（労）各委員より、私立学校に対する監督権の問題、野幌機農学校に對しこれまでに行った調査の内容等について質疑があり、道人事課長、教委行政課長より答弁、新川（労）中野（社左）委員よりそれぞれ資料の提出要求があり、勢田副委員長（自）より、人事課長に對して資料の提出を要求、なお教委に對して公立、私立学校の二分行政に對する考え方について明日説明を求めたい旨を述べ、午後零時五十分散会。（散会后、協議の結果、本問題については委員長より総務委員長に

話し合いを行うことに決定。

○十二月十日 午後一時四十五分、第三委員室において開議。

- ① 勢田副委員長（自）より、野幌機農学校同盟休校問題に関し係員派遣調査の結果について説明を求め、人事課長、同課係員より説明、井口（社左）坂東（浩）（自）新川（旁）中山（協俱）中野（社左）各委員より、それぞれ質疑があつて、人事課長、同係員より答弁、ついで教委行政課長より昨日の質疑に対する答弁があつて、新川委員（旁）より、私立学校に対する指導監督について適切に処置するよう総務委員長より道側に対し要請するよう申し入れを行うべき旨、中野委員（社左）より、人事課長に対して(1)野幌機農学校に対して適切な解決の手を打つよう要請すること、(2)私立学校に対する指導監督のあり方について、また教育委員会に対しては以上の点に対する考え方についてそれぞれ次期委員会までに回答を得たい旨の意見があり、これを諮つて、そのことに決し、
- ② 次に中野委員（社左）より、高校入学選抜問題について高教組が独自で来年入学試験を行うとのパンフレットを発行していることに對する道教委の考え方をききたい旨の発言があり、このことについては次期委員会において説明を求めるとし、午後三時五分散会。

○十二月二十七日 午後零時二十分、第三委員室において開議。

- ① 冒頭、恵庭町代表より、恵庭町の高校通学区域の変更反対について陳情を聴取。
- ② 林委員長（協俱）より、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第四百八十八号は継続審査に決し、委員長より残りの請願、陳情は閉会中継続調査案件とする旨を述べ、
- ③ 次に冷風害地域学童の給食対策については閉会中継続事務調査案

件とすること、また、次期委員会は二月七日に開くこととし、

- ④ 次に新川委員（旁）より、深川高校問題の結果について質疑があり、教育次長より答弁、中野委員（社左）より、本問題に関する資料の提出要求があつて、委員長より、本件の概要の資料を次期委員会に提出されたい旨を述べ、午後二時十分散会。

民生委員会

○十二月十六日 午後一時四十分、第二委員室において開議。

- ① 本多委員長（協俱）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第四百四十五号、第四百六十六号、第二百二十号、陳情第二百九十七号、第二百九十八号、第四百二十九号、第四百三十四号、第四百四十三号は採択、請願第四百四十四号、陳情第二百九十九号、第三百号は継続審査に決定。
- ② 次に冷害、台風災害等による国保の保険料減免問題に関する中央折衝の経過について説明を求め、民生部長より説明、ついで引揚住宅問題に関するその後の経過について民生部長より説明。
- ③ 次に北海道青少年保護育成条例案について民生部長、婦人児童課長より説明を聴取、新川（旁）坂東（浩）（自）桑野（自）各委員より質疑、応答、また公聴会等について意見があつた後、委員長より、審査上必要な資料等の手配を要請、午後三時四十五分散会。

○十二月二十七日 午後三時五十五分、第三委員室において協議会を開議。

協議の結果、青少年保護育成対策については閉会中継続事務調査

の手配をとること、次期委員会を一月八日に開くこととし、午後四時散会。

農務委員会

○十二月十七日 午前十一時三十五分、第三委員室において小委員会を開議。

① 冒頭、美幌町長より、美幌町に甜菜製糖工場の設置方について陳情を聴取。

② 若林主査（社右）より、甜菜糖業事業の現状について説明を求め、農政課長より説明、岡林委員（社左）より、ビートの砂糖以外の利用法研究の問題、ビートの含糖率改善の問題等について、天谷委員（協俱）より、今後の糖業の農政上の計画について、大沢委員（自）より、三工場の製糖屯数及びその戦前との比較、ビートに対する補助政策と価格政策との問題について、西川委員（協俱）より、ビート作の採算の問題、作付並びに工場設置に関する道の方針確立について、朝日委員（協俱）より、十勝地方におけるビートと馬鈴薯の輪作について質疑及び意見があり、農政課長、同特産係長より答弁、ついで大沢委員（自）より、製糖工場視察について意見があり、また朝日委員（協俱）より、甜菜糖業の経営合理化の資料及び地区別の資料について、天谷委員（協俱）より、二十七年より二十九年までの各種作物の支庁別状況に関する資料についてそれぞれ提出要求があり、若林主査（社右）より、資料の提出を要求、工場視察については次期小委員会において協議することとし、午後零時五十五分散会。

○十二月二十五日 午前十一時五分、第二委員室において開議。

① 宮本委員長（協俱）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第十二号、第十三号、第十五号は原案可決、報告第三号は承認議決、請願第二百五十号、陳情第四百四十五号、第四百六十一号は採択、請願第九十九号、第二百三十九号、第二百四十号、陳情第四百十四号、第四百四十六号、第二百十四号、第四百三十七号、第四百五十六号、第四百六十七号、第四百六十八号、第四百七十八号は継続審査に決定。

② ついで委員長より、今回継続審査となつた甜菜製糖工場設置に関する請願、陳情については閉会中小委員会でも継続審査をされたい旨を述べ、次に土橋委員（協俱）より、高度集約酪農地区設定に関するその後の経過について質疑があり、農務部長より答弁、午後零時八分散会。

○十二月二十五日 午後零時十分、第二委員室において小委員会を開議。

若林主査（社右）より、甜菜製糖工場誘致に関する大蔵省及び農林省の意向打診の必要について諮り、天谷（協俱）朝日（協俱）委員より、それぞれ意見があつて、折衝の時期及び方法等については正副委員長と主査において協議の上決定することとし、午後零時十八分散会。

林務委員会

○十二月二十五日 午後一時五十三分、第三委員室において開議。

① 西川委員長（協俱）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請

願第二百四十四号、陳情第四百三十五号は採択、陳情第四百三十六号、第四百七十一号は不採択、請願第二百五十七号は継続審査に決定。

② 次に天谷委員（協俱）より、冷害対策としての薪炭材払下の実施指導の問題について意見があり、林務部長より応答、ついで朝日副委員長（協俱）より、山梨県等の治山治水事業等の視察について意見があり、治山治水工事状況並びに木材市況調査のため東京都、山梨、静岡両県の調査を実施することとし、期間は一月二十日より十日間、派遣委員に岡林（社左）若林（社右）遠藤（社左）天谷（協俱）各委員を決定、午後二時二十分散会。

水産委員会

○十二月二十五日 午後二時三分、議長室において開議。

① 坂本委員長（自）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第十五号は原案可決に決し、

② 次に北方漁業の促進並びにその安全操業の確保に必要な外交措置に関する要望決議の提出について諮り、西村委員（社左）より、本件に対し労働党は趣旨については全面的に賛成であるがこの取扱方法について意見があると述べている、労働党は水産委員を出していいないのでこの際同党の意見を求めているどうかと意見があり、異議なくそのことに決し、暫時休憩、午後二時三十分再開。

③ ついで委員長より労働党の意見を求め、新川議員（労）より、国交調整問題をもう少し具体的にすることが必要であること、各政党代表者に対し提出すること、全員提出とされたいこと、提出時期のにらみ

合せ等について意見があり、ついで西村（社左）舛田（協俱）委員より、本件の取扱方法についてそれぞれ意見があつて、委員長より、本件に対する円満なる取扱いを期するため大きな面より取り上げ、然して漁業面の意向を汲み入れた案文とし、全員提出の形として提出するよう議会運営委員会に申し入れることについて諮り、異議なくそのことに決し、

④ 次に北方漁業促進北海道期成会代表より、北方漁場の再開促進に関する日・ソ両国政府の話し合いのため、ソ連政府漁業代表者の招請方について陳情を聴取、午後二時四十五分散会。

農地開拓委員会

○十二月二日 午前十一時四十分、議長室において小委員会を開議。

① 舛田副主査（協俱）より、参考人として出席の北拓工機社長、大和機械会社々員に対する質疑に入る旨を述べ、西村（社左）笠井（社右）委員より、土地改良課職員の不正事件に関連して道に対する軌道、車輛等の納入について質疑があり、参考人よりそれぞれ答弁、参考人に対する質疑を終り、暫時休憩、午後二時再開。

② 次に監察長に対して土地改良課客土係長の事務分掌について説明を求め、監察長より説明、西村（社左）田呂（協俱）笠井（社右）各委員よりそれぞれ質疑があり、監察長より答弁、暫時休憩、午後二時五十分再開。

③ ついで次期委員会は十二月四日に開くこと、参考人として北海道土地改良農業協同組合連合会参事、同会計主任、篠路土地改良農業協同組合専務の出席を求めることとし、午後三時散会。

○十二月四日 午前十一時、議長室において小委員会を開議。

- ① 舛田副主査（協俱）より、参考人として出席の篠路土地改良農業協同組合専務、北海道土地改良農業協同組合連合会参事、同会計主任に対する質疑に入る旨を述べ、笠井（社右）西村（社左）岡田（社右）各委員より、篠路地区客土工事により北海道土地改良農業協同組合連合会が損失を蒙っている問題について質疑があり、参考人及び土地改良課係員よりそれぞれ答弁があつて、暫時休憩、午後一時三十分再開。

- ② 休憩前に引き続き西村（社左）笠井（社右）田呂（協俱）岡田（社右）三浦（協俱）安達（自）各委員より、同問題及びこれに対する道の責任、鶴川地区の出来すぎ工事の問題等について質疑及び意見があり、参考人及び土地改良課長、同課員よりそれぞれ答弁、午後四時二十五分散会。

○十二月六日 午後零時二十五分、議長室において小委員会を開議。

- ① 舛田副主査（協俱）より、北海道土地改良農業協同組合連合会に関する問題について質疑を求め、笠井（社右）西村（社左）委員より、鶴川地区の出来すぎ工事の問題、篠路地区客土工事の検定の問題等について質疑があり、土地改良課係員よりそれぞれ答弁、暫時休憩、午後一時再開。

- ② 休憩前に引き続き、笠井委員（社右）より質疑、応答の後、暫時休憩、午後二時五十分再開。

- ③ ついで農地開拓部関係の外郭団体について土地改良課係員より説明を聴取、田呂（協俱）笠井（社右）西村（社左）岡田（社右）各委員より質疑及び意見があり、同課係員より答弁、ついで小委員会で調査を行ったことについて報告文の起草委員を挙げることとし、起草委員は三浦（協俱）西村（社左）岡田（社右）各委員及び舛田副主査（協俱）に決し、午後四時二十分散会。

○十二月六日 午後零時十分、議長室において開議。

- ① 安達委員長（自）より、開拓地における入植状況について質疑を求め、舛田委員（協俱）より、入植地の建設工事の問題及び新規地区入植に関する中央折衝の経過と道の考え方について質疑があり、開拓経営課長より答弁、ついで田呂副委員長（協俱）松平委員（自）より、上京委員の派遣について発言があり、暫時休憩、午後四時二十五分再開。

- ② ついで開拓地不振地区に対する振興措置に関する意見書の提出及び入植促進措置折衝のため上京委員を派遣することとし、派遣委員に安達委員長（自）田呂副委員長（協俱）笠井委員（社右）を決定。

- ③ 次に舛田委員（協俱）より、島松地区の自衛隊演習地買収について阻止すべき旨の意見があつて、午後四時四十分散会。

○十二月七日 午後一時四十五分、議長室において開議。

- ① 冒頭、恵庭町議会議長より、自衛隊の恵庭町における演習場用地買収反対について陳情を聴取。

- ② 安達委員長（自）より、救農対策について質疑を求め、舛田委員（協俱）より、起債による救農土木工事実施の問題について、田呂副委員長（協俱）より、救農土木工事実施の見通し、篠津地区の実験農場指定の問題等について、岡田委員（社右）より、町村自体による失対事業の実施と起債の問題について、笠井委員（社右）より、町村道の改修補助について、西村委員（社左）より、駐留軍及び自衛隊の施設対策委員会について質疑があり、農地開拓部長、土地改良課長、財政課長補佐より答弁、午後二時四十分散会。

○十二月十八日 午前十一時十分、第一委員室において開議。

- 安達委員長（自）より、農地開拓部職員の不正事件に関する報告

書及び委員長報告の案文について協議を行う旨を述べ、西村委員（社左）より、案文の起草経過について説明の後案文のとおり異議なく決定、本会議において委員長報告を行うことについては議長に申し入れて手続きをとることとし、午前十一時二十五分散会。

商 工 委 員 会

○十二月二十一日 午後一時十分、第三委員室において開議。

① 安達委員長（自）より、農地開拓部職員の不正事件に関する委員会の調査報告について宮本議員（協俱）より身上弁明の申し入れがある旨を述べ、宮本議員よりこの問題についての北海道土地改良農業協同組合連合会の立場と委員長報告の内容について意見の開陳があつて、本会議開議のため暫時休憩、午後三時三十分再開。

② 休憩前に引き続き、宮本議員の意見に対する取扱い方について西村（社左）舩田（協俱）岡田（社右）井野（社左）村山（協俱）各委員よりそれぞれ意見があつて、暫時休憩、午後四時五分再開。

③ ついで協議会形式で協議を行うこととし、宮本議員、安達委員長（自）田呂副委員長（協俱）舩田（協俱）岡田（社右）西村（社左）笠井（社右）各委員より、それぞれ意見の交換があつた後、委員長より、既に報告されたものについては諒解してもらいたい、同連合会の再建問題については委員会でも考慮することとする旨を述べ、午後五時五十八分協議会を閉じ、委員会を再開、直ちに散会。

○十二月二十五日 午後二時四十三分、議長室において開議。

安達委員長（自）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第三十四号は原案可決に決し、午後三時五十分散会。

○十二月二十五日 午後一時二十八分、第三委員室において開議。

① 宮坂委員長（協俱）より、第十次造船計画による函館ドックの受注問題及び滞貨貨物の青函輸送問題等について中央の状況を報告。

② 次に付託議案の審査に入り、議案第二十六号、第二十七号は原案可決に決し、

③ 次にソーダー工場の再建問題について商工部長より説明を聴取、ついで関係者より説明を聴取することとし、北海道曹達株式会社社長より説明があり、ついで和平委員（労）より今後の見通しについて、舟木委員（社左）より、日中貿易との関係及び価格における内地メーカーとの比較について、大島委員（協俱）より、単価及び需要の問題等について質疑及び意見があり、同社長より答弁、（会社側退席）、ついで和平委員（労）より、数字的な検討について、舟木委員（社左）より、根本的な検討の必要について質疑及び意見があり、商工部長、工鉱課長より答弁、暫時休憩、午後四時三十分再開。

④ 次に北海道信用保証協会の運営について同協会専務理事より説明を聴取、質疑、応答の後午後四時五十二分散会。

土木委員会

○十二月二十二日 午後四時五分、議長室において開議。

徳中委員長（自）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第二十四号は同意議決に決し、諮問案第一号については次期委員会において審査を行うこととし、午後四時二十分散会。

○十二月二十七日 午前十時四十分、第一委員室において開議。

① 徳中委員長（自）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、諮問案第一号釧路市津別町間無軌条電車敷設特許申請につき意見を求めるの件を議題に供し、土木部長より説明を聴取、池戸（労）西田（正）（協俱）佐藤（協俱）三室（自）池田（協俱）棚川（協俱）各委員よりそれぞれ質疑及び意見があり答弁の後、地元出身の菊地議員より現地の状況を聴取することとし、暫時休憩、（休憩中、菊地議員（協俱）より説明を聴取）午前十一時五分再開。

② ついで三室（自）棚川（協俱）佐藤（協俱）原田（自）各委員よりそれぞれ意見があつて、結局軌道運輸のため必要な道路改良の費用は全額会社負担とすること、軌道運輸開始後における路面補修費は車両の交通量に応じ一部費用を会社負担とすること等の措置を講じ、道路管理上万全を期すべきであるとし、意見文案は委員長一任とすることに決した。

③ 次に付託請願、陳情は閉会中審査とすることに決し、午前十一時四十五分散会。

労働委員会

○十二月十日 午前十一時二十分、議長室において開議。

① 三室委員長（自）より、失対事業就労者の冬季加給金に対する国庫補助要望その他について上京折衝の経過を報告。

② 次に請願、陳情の審査に入り、請願第九十七号、陳情第三百十一号は採択、請願第二百二十一号は第三項を除いて採択、請願第七十六号は継続審査に決し、暫時休憩、午後一時十二分再開。

③ 休憩前に引続き陳情の審査を続行、陳情第三百十二号、第三百十三号、第三百十八号、第三百七十号、第四百四号、第四百四十号、第四百五十二号は採択、同第三百十九号は不採択に決し、

④ 次に先般設置された千歳、真駒内両臨時職業補導所の状況について職業補導課長より説明を聴取、ついで佐藤委員（協俱）より、失対事業実施に関する陳情町村のうち道が既に失対事業を実施している町村数について質疑があり、同課長より答弁、池戸委員（労）より、労災病院の現地視察の必要について意見があり、第四回定例会招集の前日に委員会を開いて現地視察の件を決定して即日視察することに決し、午後二時二十五分散会。

○十二月十七日 午前十時四十分、第一委員室において開議。

西田（正）副委員長（協俱）より、岩見沢、美唄両労災病院の建設状況について説明を求め、労政課長より説明、ついで労災病院の現地視察について諮り、異議なくそのことに決し、派遣委員は西田（正）副委員長（協俱）池田（協俱）棚川（協俱）吉田（豊）（自）池戸（労）原田（自）土山（公）各委員とし、本日一日の予定をもつて派遣することとし、午前十一時二分散会。

特別委員会

予算特別委員会

○十二月二十一日 午後四時五分、議場において開議。

① 村上臨時委員長（自）より、委員長互選の方法について諮り、休憩の上各派代表者により正副委員長長の互選方法を協議することとし、暫時休憩、午後五時二分再開。

② 三室委員（自）より、委員長互選については指名推選の方法により本多委員（協俱）を委員長とする旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 本多委員長（協俱）より、副委員長互選の方法について諮り、三室委員（自）より、指名推選の方法により平野委員（自）を副委員長とする旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、暫時休憩、午後五時十五分再開。

④ 次に審査日程については、二十二、二十三両日に行い、追加提案があつた場合は二十五日までとし、結論はその後に出すこととし、午後五時二十分散会。

○十二月二十三日 午前十時五十五分、議場において開議。

① 本多委員長（協俱）より、付託議案第一号乃至第九号及び報告第一号、第二号中衛生、商工、労働、民生各部所管を一括議題に供し、通告による質疑に入り、平野委員（自）より、過般の臨時国会

において成立の中小企業災害対策の融資に関する議案未提出の理由について、三室委員（自）より、(1) 生業資金の追加計上分及びその後の貸付状況、(2) 生活保護の近況及び生活保護費の年度末迄の所要見込額と不足見込額、(3) 国保直営診療所に対する道費補助の状況、(4) 中小企業者に対する金融対策、(5) 市町村に交付すべき結核予防費早期交付の問題、(6) 失対事業の現状、(7) 失対事業冬期資金の加給等について、沖野委員（公）より、(1) スルメ輸出制限問題に対する商工部の見解、(2) 中小炭鉱不振に対する救済方法及び機械貸与の状況、(3) 中小炭鉱における労働条件悪化に対する指導監督の問題、(4) 失対事業費町村配分の基準、(5) 冬期山漁村奥地の無料健康診断対策等について（関連して岡田委員（社右）より、町村の災害による失業対策事業について意見あり）、林委員（協俱）より、(1) 中小企業組織強化対策費補助金及び中小企業維持安定緊急対策費補助金の内容、(2) 青函連絡船五隻減に伴う滞貨に対する対策、(3) 原水爆に伴う放射能に対する対策等について、佐久間委員（自）より、(1) 伝染病棟、隔離病棟不足に対する対策、(2) 保健所の将来の構想、(3) 災害救助基金積立額等について、池戸委員（労）より、(1) 日傭労働者賃金冬期加給の問題、(2) 失対事業の運営問題、(3) 岩内職業安定所建築問題、(4) 青函輸送運賃割高に対する対策、(5) 優生保護の内容等について、福島委員（自）より、(1) 労働金庫の利用状況、(2) 医療費滞納の状況、(3) 青少年犯罪対策並びに生活困窮者対策、(4) 信用保証協会の保証による融資問題等について質疑があり、民生部長、衛生部長、商工部長、商工振興課長、職業安定課長、労政課長、工鉱課長、保健指導課長、医務課長よりそれぞれ答弁があつて、衛生部、商工部、民生部、労働部に対する質疑を終了、午後二時十分一旦休憩、午後三時四十分再開。

② 次に土木部、建築部、水産部所管の質疑に入り、三浦委員（協俱）より、(1) 救農土木工事の進捗状況、(2) 水防費の効果的使用策、

(3)岩内町の住宅建築状況と罹災者の数、(4)岩内大火による学校収容罹災世帯に対する住宅対策の見通し等について、天谷委員(協俱)より、(1)救農土木事業としての道単独事業の早期施行問題、(2)各種災害に伴う罹災者の道路占用料及び敷地使用料の減免措置の問題等について、沖野委員(公)より、(1)離島振興法に基づく定期命令航路に対する補助の問題、(2)公営住宅の工事契約における基本的な考え方、(3)スルメ出荷調整に対する水産部の考え方、(4)冬鰺漁獲取締の方針、漁獲高の見通しと調査時期及び寄付金の納入状況、(5)四十七度線以南の漁区拡張の見通し及び違反船主に対する着業時の処置、(6)漁業転換五カ年計画の内容の明確化、(7)魚粕によるリンク米の配給確保、(8)魚族資源調査費の増額等について、池戸委員(労)より、(1)各種失対事業の主管部、(2)道路除雪の基準、(3)ブロック建築指導所のブロックの消流状態と出荷先及び市価との関係、(4)凶漁凶作に伴う失業対策はどこで行うか等について、村上委員(自)より、災害土木復旧費及び道路局部改良費の内容について、若林委員(社右)より、(1)災害復旧仕越工事の町村立替分についての中央折衝の経過について質疑があり土木部長、建築部長、水産部長、漁政課長よりそれぞれ答弁があつて、土木部、建築部、水産部所管に対する質疑を終了、午後五時散会。

○十二月二十四日 午前十時四十七分、議場において開議。

① 本多委員(協俱)より、農地開拓部、林務部、教育委員会、農務部、道警察本部、総務部所管の質疑を行う旨を述べ三室委員(自)より、(1)土地改良事業に係る委託事業の性格、法的根拠及びその処理状況、(2)農地開拓事業を委託される外郭団体の内容、(3)高等学校選抜協議会の性格、(4)高等学校の入学者選抜権限の所在等について、宮本委員(協俱)より、土地改良事業予算の早期決定と事業の執行について、福島委員(自)より、(1)農地開拓部職員の不正事件に關

する具体的な報告、(2)道内入植未決定地の反別及び入植計画変更、(3)入植地における立木の所有権、(4)自作農育成についての融資の現状、(5)風害による木材の価格対策、(6)十五号台風によつて造林を要する面積、(7)造林補助の打切りに対する考え方、(8)中央に対し土地連問題の詳細な報告をする必要の有無、(9)開拓者及び離農者の償還金の状況、平野委員(自)より、(1)冷害対策費、開拓建設事業費中の工事請負費の内容、(3)土地改良費の補助金に関する計画、(3)開墾費の作業補助金の内容、(4)農地移動激増の原因、(5)十勝の農地買収に關連する立木の問題等について、秋山委員(協俱)より、(1)昭和二十八年年度の冷水害対策法に基づく三・五・二の比率による国庫補助金の交付状況、(2)風倒木払下げの問題、(3)山林保全のための予算措置、(4)農地開拓関係の災害に対する九割補助事業実施町村で国の予算減額のため困窮している町村に対する対策等について、岡田委員(社右)より、(1)農地開拓部職員の不正事件と農民に対する道の責任の問題、(2)土地連再建の具体策、(3)賃金不払と融資金の関係、(4)工事雑費の処理方法、(5)救農土木事業予算として風倒木処理費の配分方法等について、沖野委員(公)より、(1)軌道客土、かんがい排水工事等の竣功検査に際しての不正の有無、(2)保健婦の定員化に關する考え方、(3)道立公園の予算に關する考え方、(4)今年被災せる防風林、魚付林等の拡充復旧計画並びに指導の問題、(5)僻地における無資格教員再教育の問題、(6)教員の僻地配置並びに僻地手当の改正に対する見解、(7)教員に対する旅費の支給方法についての問題、(8)通学区調査に用いている資料及び地方から札幌への転校生徒数等について、池戸委員(労)より、(1)恵庭の演習地問題のその後の状況及びこれに対する理事者の考え方、(2)救農費の流れ方及びそれについての理事者の考え方、(3)民有林の被害についての林務部の考え方、(4)被害農家に対する風倒木払下げの問題及び払下げに際しての不正の問題、(5)教員の年末手当について純道費持出のプラスアルフ

ア支給に対する考え方、(6)昇給停止の条例違反の問題等について、村上委員(自)より、(1)風倒木払下げの石数、民間と官行の払下割合及び官行木の売払状況、(2)林野庁業務部長来道談の国有林風倒木二〇〇万石道外移送計画に対する道の態度等について、太田委員(社左)より、(1)学大等の教員養成学校在学中に学生活動や自治活動をした者が教員になつてからの支障の有無、(2)在学中政治、文化、自治活動をした者の就職に際しての取扱方等について質疑があり、農地開拓部長、林務部長、教育次長、開拓経営課長よりそれぞれ答弁があつて、農地開拓部、林務部、教育委員会の各部所管事項の質疑を終了、午後二時五十五分暫時休憩、午後四時十一分再開。

② 次に農務部、警察部所管の質疑に入り、三浦委員(協俱)より、

(1)第一次営農資金の割当対象、(2)農手貸出制限の有無及びその対策、平野委員(自)より、(1)赤字農協に対する指導方法、(2)冷害対策第一次配当金の具体的貸付方法及びその貸付対象等について、福島委員(自)より、(1)道南地域における脱落農家に対する対策、及び同地域における救農土木事業の計画、(3)脱落農家に対する農地の使用料、賃貸料の問題、(4)国費支弁による道警職員の数、(5)道警の年末警戒、旅費、超勤、機動力等に対する予算状況、(6)警察車輛予算の問題等について、糸川委員(協俱)より、(1)ビート製糖工場の新設に対する考え方について、村上委員(自)より、(1)高度集約酪農地区設定計画の現状、(2)道警に切替つてからの警察運営費の状況等について、(関連して佐久間(自)新川(労)委員より警察官と道吏員の給与差の問題及びこの対策について質疑あり)岡田委員(社右)より、(1)供米についての作柄調査の問題、(2)被災果樹に対する融資問題等について、沖野委員(公)より、(1)産地手持の澱粉の有無、(2)稚内方面に警備船配置の問題について、池戸委員(労)より、(1)農村災害等に対する融資に当り村八分的扱を受けている者の発生事例及びその対策、(2)荒春取締に伴う厚生面の問題、(3)岩見沢

国鉄職員の年末闘争で一職員が鉄道公安官に対する公務執行防害として検挙された事例に対する道警の考え方及び警察官と公安官の相違点等について、林委員(協俱)より、(1)交通事故累増に対する対策、(2)運転免許試験の回数、(3)原動機付自転車の扱者に交通法規を熟知せしめること等について質疑及び意見があり、農務部長、道警本部長、警務部長、警備部長、警邏交通課長よりそれぞれ答弁があつて、農務部、警察部所管の質疑を終了、午後六時三十八分散会。

〇十二月二十五日 午後二時四十分議場において開議。

① 本多委員長(協俱)より、総務部所管の質疑を行う旨を述べ、三

浦委員(協俱)より、(1)道職員及び教職員に対する期末手当の知事の折衝経過及び考え方、(2)道負担救農土木費の起債見通し及び工事実現の可能性等について、平野委員(自)より、各種災害に対する融資額の現在残高と補給利子額及び保証総額年次項目別について、三室委員(自)より、(1)生業資金貸付金の問題、(2)期末手当に関する給与条例改正を提案しない理由及び期末手当増額の意志の有無、(3)委託工事の法的解釈、(4)臨時職員の期末手当支給と条例との関係及び条例改正意志の有無等について、岡田委員(社右)より、(1)冷害による町村の改良工事等の起債不認可の理由、(2)営農金融資に対する町村の損失補償と町村財政問題、(3)定時制高校の起債枠の問題等について、池戸委員(労)より、(1)恵庭の演習地買収に対する基本的な考え方、(2)荒春取締に関連する厚生施設の問題、(3)失対事業の所管部の問題、(4)昇給停止の違法問題、(5)各市における日雇の冬期加給金支給に対する財源措置、(6)夕張発電所の人事の問題等について、福島委員(自)より、(1)教職員に対する期末手当プラスアルファの措置及び国における措置の見通し、(2)支庁諸費節減の問題、(3)岩内町の需要費増と特別交付税の問題、(4)岩内町における漁船被害に対する起債の見通し、(5)総合開発期成会の町村分担金の問

題等について、桑野委員（自）より、(1) 瀋泊発電所の売電契約未決定の理由、(2) 公債費の内容、(3) 徴税諸費の旅費追加の問題、(4) 年度内財産整理の問題、(5) 災害救助基金積立金が計上されていない理由等について質疑があり、総務部長、財政課長、人事委員会事務局長、電源開発本部長よりそれぞれ答弁、総務部所管の質疑を終了、午後五時三十五分散会。

○十二月二十七日 午後二時二十分、議場において開議。

本多委員長（協俱）より、付託議案第一号乃至第九号及び報告第一号第二号を一括議題に供し、三室委員（自）より、予算の取扱いについて報告第二号は急施を名目として予算の追加更正の専決処分をしながら今期議会に入つてもなお執行されていないこと、また起債について名目的に承認の受けやすいものに変更し目的外に充当すると考えられる不当な措置をとらんとすることについて理事者の善処を要望する旨を委員長報告に強調し、議案第一号乃至第九号は原案可決、報告第一号及び第二号は承認議決とすることの動議を提出、異議なくそのことに決定、委員長報告の案文については委員長一任とし、委員長より委員会終了の挨拶があつて午後二時二十五分散会。

決算特別委員会

○十二月二十二日 午後四時十分、第三委員室において開議。

① 坂東（浩）臨時委員長（自）より、委員長長の選任について諮り、暫時休憩、午後五時十分再開。

② 新川委員（労）より、委員長互選の方法については臨時委員長より指名推選されたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、臨時委員長より、委員長に桑野委員（自）を指名。

③ 桑野委員長（自）より、副委員長長の選任について諮り、新川委員（労）より、副委員長互選の方法については委員長より指名推選されたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、委員長より、副委員長に笠井委員（社右）を指名、ついで委員長より、委員会の審査日程について協議する旨を述べ、暫時休憩、午後五時三十五分散会。

④ 委員会の審査日程については、休憩中に協議のとおり一月十日より審査を開始することとし、午後五時三十六分散会。

○十二月二十八日 午前十一時三十五分、第一委員室において開議。

桑野委員長（自）より、決算審査の日程について協議する旨を述べ、一月十日より開始し十八日結論を出すようにすることとし、午前十一時四十五分散会。

總合開発調査特別委員会

○十二月十七日 午前十一時十分、第二委員室において開議。

① 四十栄副委員長（協俱）より、十一月四日の北海道開発審議会財政金融小委員会、十一月十五日の同審議会運輸交通小委員会の状況について出席委員より報告を求め、西田（信）（自）宮津（自）各委員より、それぞれ報告。

② 次に坂東（秀）委員長（公）より大夕張電源開発について説明を

求め、電源開発本部長より説明、桑野委員（自）より、鷹泊発電所の売電契約について質疑答弁の後、委員長より、本議会中に売電契約を決定するよう取扱われたい、また決定できない場合はその理由を早急に報告されたい旨の要望があり、

③ 次に総合開発委員会事務局より提出の資料「青函海底隧道建設促進ならびに基本調査実施に関する意見」外について説明を求め、同事務局次長より説明、西田（信）委員（自）より、特定企業の基本線の打出し方について、質疑及び意見があつて、答弁の後山内委員（労）より、青函トンネル完成の効果について研究されたい旨の意見があり、委員長より、工鉦業の維持振興並びにこれに伴う財政金融対策については工鉦電力財政金融小委員会、青函トンネル対策については運輸交通文化厚生小委員会で、それぞれ検討されたい旨を述べ、

④ 次に昭和二十九年年度開発関係経費改訂予算額調について財政課係員より説明、

⑤ 次に三十年代開発費予算の中央折衝委員の派遣並びに十二月二十三日北海道開発審議会財政金融小委員会出席のオブザーバー派遣について諮り、第一班は西田（信）（自）二瓶（協俱）浜森（社右）各委員及び坂東（秀）委員長（公）又は四十栄副委員長（協俱）期間は十二月二十一日より三十日まで、第二班は桑野（自）朝日（協俱）西村（社左）大島（協俱）宮北（協俱）各委員及び正副委員長の何れか一名、期間は一月四日より十三日まで、第三班は児玉（自）森川（社左）宮津（自）山内（労）長沢（社右）各委員及び正副委員長の何れか一名、期間は一月十日より十九日まで、とすることに決定、午後一時五分散会。

○十二月二十八日 午後一時四十五分、第二委員室において開議。

四十栄副委員長（協俱）より、第一班の三十年代総合開発予算折

衝の経過及び財政金融小委員会の状況について報告、二瓶委員（協俱）より、農林水産小委員会関係の折衝経過について報告、ついで第二班は一月七日、第三班は一月十六日にそれぞれ東京集合とし、期間はそれぞれ十日間とすることとし、午後二時四分散会。

○十二月二十八日 午後四時十分第三委員室において工鉦電力小委員会を開議。

四十栄委員（協俱）より、第一班の上京折衝の経過について報告を行い、ついで西田（信）主査（自）より、一月の小委員会開催について諮り、一月六日より八日まで三日間小委員会を開くことに決し、午後四時三十分散会。

冷害凶作対策特別委員会

○十二月十六日 午前十一時二十分、第一委員室において開議。

① 宮本委員長（協俱）より、その後の中央折衝経過について報告を求め、平野副委員長（自）より報告、ついで當農資金金融関係について農業協同組合課長より説明、若林（社右）和平（労）委員より、折衝結果調の数字について質疑、応答があつた後、朝倉委員（自）より、種穀補助の不足分に対する対策について、秋山委員（協俱）より、起債特例中に土地改良区が含まれてゐるか否かについて、天谷委員（協俱）より、種穀補助の不足分に対する道費負担の見通しについて、井野委員（社左）より、この問題に対する知事態度について、平野副委員長（自）より、この問題についての知事の意向聴取について、また原田委員（自）より、種穀補助の問題の

推進について質疑及び意見があり、財政課長、農政課長より答弁があつて、知事の出席を要求するため、暫時休憩、午後二時四十五分再開。

② 委員長より、知事が出席できない旨を述べ副知事（野口）に対して種籾補助について説明を求め、副知事より説明、秋山（協俱）朝倉（自）天谷（協俱）原田（自）大沢（自）若林（社右）各委員より、種籾補助問題に対する道の措置について質疑及び意見があり、副知事より答弁、本問題については次期委員会では態度を決めることとし、午後三時二十分散会。

○十二月十八日 午後三時十五分、第一委員室において開議。

① 宮本委員長（協俱）より、種籾補助金増額問題に關する上京折衝について諮り、異議なくそのことに決し、派遣委員は大沢（自）朝倉（自）委員、なお一名は委員長一任とし、期間は十九日か二十日より一週間とすることとし、
② 次に本委員会の存続について諮り、本議会をもつて終了することに決し委員長報告の時期、案文等については委員長一任とすることとし、午後三時二十五分散会。

○十二月二十二日 午後零時三十五分、第一委員室において協議会を開議。

① 宮本委員長（協俱）より、委員長報告の案文について諮り、異議なく案文のとおり決定、本日報告を行うこととし、
② 目下上京折衝中の結果は判明次第別途報告を行うこと、特別委員会終了の議決は本会議最終日に行うこととし、委員長より、委員会終了について挨拶があつて、午後零時四十五分散会。

台風十五号災害対策特別委員会

○十二月十七日 午前十一時三十分、第一委員室において開議。

田中委員長（自）より災害復旧に対する中央折衝の経過及び結果について報告、企画室長より、台風十五号及び冷害関係特別立法について補足説明ついで明日から開かれる議会に委員長報告を行つて委員会を終了することに決し、この旨各党議員会で協議することとし、午後零時十三分散会。

○十二月二十二日 午後一時、第二委員室において協議会を開議。

委員長報告の報告文及び委員会終了について各党代表により協議の結果本日の本会議で委員長報告を行うこと並びに委員会を終了することに決定、午後一時五分散会。





全國都道府県議会議長会

○一月十三日 地方選挙期日等特別法についての中央情勢が、本会の要望に対し樂觀を許さぬ状況にあるため緊急対策運動協議のため東京都議会第四委員室において北海道外二十一県出席のもとに緊急幹事会を開催したが、その経過は次のとおりである。

一 会長のあいさつの後、会長より新任の宮崎、長崎両県の副議長を紹介

二 直ちに協議に入り

1 地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例法に関する法律案について

会長の指名により坂下全議事務局長から本会活動の経過及び最近の情報並びに見通等について説明、各議長より自府県における運動状況を報告、情報交換の後、本会の主張要望の実現について徹底的に運動することを決しその方法を申合せた。

2 戦傷病者、戦歿者遺族の援護に関する要望について

提案県兵庫県よりの趣旨説明の後これを採択し本会の名において関係方面に要望することに決定した。

九都道府県議会議長会

○一月二十三、二十四の両日 福岡県において開催、協議事項次のとおり。

一 児童生徒の自然増加に伴う教職員の定数増について
一 町村合併促進法の改正について

(合併関係町村が、合併前に協議によつて定めた新市町村名及び事務所の位置を合併後日ならずして議会の多数の議員によつて変更されることを防止するため二十国会に提出された同法一部改正草案に準拠して適切な改正を行い合併後の行政運営上の障害を除去するという要旨)

一 災害復旧事業の事務費拡大について

一 道路整備五カ年計画実施について

一 義務教育費国庫負担法第二条担し書に基づく政令第一〇六号改正について

なお、次の事項について懇談した。

- 一 行政改革実施の状況、改革の構想
- 一 常任委員会の数の縮少計画
- 一 赤字対策についての実施状況
- 一 自警廃止後における市町村財産引継ぎの状況
- 一 中小商工業の救済対策
- 一 選挙期日の問題について
- 一 立会演説会条例制定の有無
- 一 その他

地方制度調査会第七回總會

地方制度調査会の第七回總會は一月十七日首相官邸で行われた。

当日は、前回申合せの通り未発表委員及び委員外参考人等次の五氏より府県制度道州制に対する意見の発表が行われた。

なお、今後の運営につき次の申合せをした。

1 全学識経験者委員で構成する特別委員会を設け、委員長は委員会の席上会長から指名する。

2 右委員会は二月九、十の両日第一回会合を開き審議方針を決めた上直ちに審議に入る。

安藤一氏（資源調査会副会長、東京大学教授）

私は国家資源の有効利用の立場から、なかんづく水害対策を中心として考察して見たい。

今日水害対策が重大な問題になっているが、我が国の河川工事は沿革的に云々と、初めは単に川の流をよくする程度であつた。が明治中葉頃から洪水も多くなり大洪水が頻出する傾向から、洪水の氾濫防止の要請が強くなり、又用水の引入れ、排水、用地の利用上等から川に対する施策も變つて新しい処置がとられる事となつた（貯水池、ダム、堤防等の築造）更に土地の利用度の関係や人為的要因から今日行われている治水治山、延いては近代的綜合開発が要請されるようになって來ている。

このように河川をあらゆる面から安定した形で利用度を挙げて行く為には、水利権をめぐる多方面の要求を或る程度制約する必要がある。

と同時に河川の利用度が高くなるにつれ、土地のもつて物理的性格（要求）も高まり地域の地理的性格、自然的条件やあり方等が行政面に反映して行くので地域の広がり（行政区域）もそれに応ずるようなものに改める必要が生ずるわけである。

關口 泰氏（朝日新聞論説顧問）

1 府県の廃合

合併により基礎的地方公共団体たる市町村が拡大強化すれば、府県を今のままの状態で二重構造、二重行政をつづけて行くことは、地方財政窮乏の現状と、地方住民の財政負担能力の立場から見て、疑問なきを得ない。

過半数の赤字にあえぐ榮養失調の府県を存続させるために事務の再配分を行い、或は国の交付金をつぎ込み、カンフル注射的財源を与えても生命を永

らえて行くことは覺えない。むしろ二重自治はやめて自治体を一重にするこにより経費の節減を図るべきであると思うが、その際府県、市町村のどちらを廃すかということになれば、府県の方を廃めて貰うのは当然の順序であらう。

広域行政について見ても、今の府県規模では狭すぎるし、府県が存在にこだわつての事務配分は凡そナンセンスである。

勿論六〇年の歴史と伝統をもつている府県を、一挙に廃止することは色々不便もあらうし難かしからうが、明治において封建三百年の歴史と三百諸侯の藩を廃して府県を置いたことを思えば、必ずしも至難ではないと考える。

廃藩置県は明治維新という革命があつたが、府県制の発足は維新後二十年経つていることを見ると、現在は敗戦革命から十年であるから、あと十年ぐらいを目安として漸進的に改革したらよい。

実施に當つては、府県自体が隣接県を合併する下からの統合は期待し難いから、国（土）の方で具体案を作つて道州を置き府県の廃止を断行するのである。

2 道州制の實施

府県を廃止して国から直接に市町村では無理なのでその中間機関として道州が必要となり、結局道州は府県切換の行きつく先を目指しているわけである。

道州は国の機関として発足しても、漸次自治体的性格に移行するものであるから当初は官治的でもよいと考える。（このことは明治政府が設けた府県制成立の沿革や發展経過からもうかゞわれる。）

次に道州制實現の仕方であるが、これには左の二つが考えられる。

(一) 下から積み上げて行く府県の廃合方式

(二) 中央が国全体の立場に立つて計画を樹て、強力に実施する方式

(一)による方法は貧乏県同志の対等合併にしろ、富裕県と貧困県の吸収合併にしても、それぞれの議会の承認を得ることが難かしい。（特に大県が小県を呑み込む場合）むしろ四国四県を一つ、北陸道一つ、東北六県、九州七県という風に初めから六乃至七県を見越して道州にもつて行く方が實現性がある。

なお、府県合併の場合その名称付にも問題が残し、町村合併の場合でも見

られるように、これが府県併合を困難にする一因ともなる。

では、道州として如何なるものを作るべきかの具体案については、色々の方面から研究がなされているが、

イ 全国を八つぐらいにわけるのが、各省の出先機関に共通しているのを見て、大体適当と考える。

ロ 又この切換は国の方から地方行政区画として一元的に決めた方が実現し易い。

ハ 長官の選任には、地方住民、地方団体の意思を反映させるようにする。

ニ これらを目標に漸次改革を促進させて行く。

以上の順路を辿つて道州を実施に移すことを私は提唱するものである。

長 演 委 員 (學識経験者)

府県制度改革の問題が地方制度解決の集約点となつてゐることはまずおき、こゝでは、主として道州制の問題について述べる。

1 道州制の構想

所謂道州制の構想として伝えられるものには、様々ある。しかしそこには自らいくつかの類型があり、大きく三つに分けることができる。

第一の型は道州の区域を、もっぱら国の地方行政区画とし、その単位に国の出先機関を統合する。この場合現行の自治体としての府県を置くかどうかで自ら考え方が違つてくる。

第二の型は、道州を自治体の単位とするものであり、第三のそれは自治体としての性格と国の行政機関としての性格を総合的に併せもつようなものである。

以上三つの型について所感を述べる。先づ第一の型は国の出先機関を統合でき各官庁のセクシヨナリズムを緩和できるという特徴がある。しかし、それはそれだけのものであつて、地方制度そのものの解決にはならぬ。この場合別に府県を置けば、なおのこと不必要となる。又府県を道州に吸収するとなれば、中央集権的色彩が強くなり、自治を圧迫する。第二の型はいわば府県の廃合であり、県の存在を容認するのであれば、道州は府県の連合体にすぎぬことになる。即ち府県の区域を平面的に再編成するに過ぎないものである。

り、何ら府県の性格を変える必要のない場合にのみ支持されることである。

第三の型は、将来研究に値するものとして次の理由が挙げられる。即ちこれは所謂リージョナリズムの一種であり、その日本型である。リージョナリズムにもさまざまなあるが、ここでは現在の府県より大きな区域とある程度一般的な機能をもつものとしてのそれである。この意味のリージョナリズムは諸外国でも取り上げられており、日本では道州制の構想で現れている。この道州はリージョナリズムに一般的に共通するものをもつていなくてはならぬ、この意味で三つある。

イ 地方自治のためのものであり、地方自治と切りはなされているものであつてはならない。

ロ 多くの地方事務を処理させようとするのがリージョナリズムであるから、国家行政的機能は補充的なものとする。

ハ 道州だけを唯一の地方団体としないこと。即ちその下に或る種の地方公共団体が必要である。

2

道州制の必要性とあり方

道州の一般的性格は以上の通りであるが、次にこれがなぜ必要であるかを考えて見ると、それは広い意味での行政の区域問題であり、地域社会に起つた問題とかみ合せて新らしく調節すべきである。

明治二十三年以来の府県は、はげしい変化を来している。特に大都市を中心とした人口、交通、経済力等の著しい変化は、自治の単位としての府県の存在に疑問をいだかせる。又綜合開発等の面においても狭小に過ぎるといわれ国の地方出先機関との関連もあり、府県の区域を超えた区域が要請されているようである。

然らば、この場合区域と機能を新らしく調整するには如何なる方向が考えられるかというところ、

先づ

イ 基礎的地方公共団体である市町村の自治能力の充実が必要でありこれにより補完事務は減少する。然し市町村がいかに充実しても、河川、交通、運輸等の広域行政は市町村では無理である。

ロ また、国土綜合開発、国民經濟計画化の要請から、広域的な区域は將來益々必要である。

ハ 右のような要請を満足させるような団体として国家行政区画と地方自治体の中間的性格をもつものを考えるべきである。

以上が再調整の大体の方向であるが、その事務は、国家的事務或は地方事務の何れでもない、又何れとも云い得るような、従つてその道州は官治でもなく、自治でもないもので、いわば、新しい総合的生活圏と呼んでもよいが、この点については、なお研究の余地がある。何れにしても、デモクラシーがその根を十分に下すならば、道州が直ちに中央集権化を指向するとは考えられない。

将来あるべき道州の本質は以上の如きものと思うが、このような道州が実現されても、事務配分が適正に行われ、中央の政治の民主化が完全に行われれば地方自治を圧迫するものとなるまい。

3 道州実現の困難性

しかし、この理論を実現するとなると種々困難が予想される。即ち

イ 現在官僚の支配態勢が十分民主化されたかどうかである。若し然らざれば、道州制を設けることは官僚機構を強化する危険性がある。

ロ 新たに、生活圏を中心能率、財源等を見えたものを設立することは、観念的には云えるが、実際には自治意識の芽生等と考えると相当困難である。

ハ 七十年の歴史と伝統に基づく県民意識や利害関係を無視することができない以上、府県の併合そのものが困難であり、相当の政治力を必要とする。

4 道州の実現は漸進的に

このように見て行くと、道州制は方向としては望ましいが、俄かに成立させることは難かしいので、この方向を目指して漸進的に改革の歩を進めるべきだと思ふ。その為には

イ 府県、市町村の二重構造を原則的に認める。即ち今直ちに府県を廃止することは、第一の型の道州に近づけることとなり、適当でない。

二重構造を認めるとしても、現状のままでよいというのではない。府県が広域、補完行政を処理するものであることを明かにし、これを自治事務たらしめる方向で改革すべきであり、このためには、当調査会の答申や神戸勧告の事務再配分を最大限に尊重すべきである。

ロ 市町村はその規模に応じて段階別とし、特に大都市については特別に検討する必要がある。

ハ 新しい道州の区域の育成をめざして、数箇の問題点を検討する必要がある。

即ち

(一) 現在の県に道州となり得るものがあるかどうか。

(二) 以上の府県に跨る問題的区域を取り上げ、道州的構造が実現し得るかどうか。

(三) 府県相互間の協力態勢

四 その他一般的問題として地域別に特別な行政を必要とするかどうか。

以上の観点から見ると、画一的な道州の実施は困難であり、又望ましいものでもない。しかし現在の府県の区域なり性格はそのまま容認され得るものではないという事実の上に目標を道州制の実施に置き、漸進的に行うことが妥当である。

このような形をとることは結果的には府県の敗退であるが、実質的にはむしろ府県の発展的解消とも云えよう。

この実現は五年や十年では達成されないだろうが、それにもかかわらず、これが将来の地方自治発展の方向であると考へている。

三 好委員(學識経験者)

1 行政の総合調整化

われわれ経験者の立場から見ると、昔は知事の職責が世間一般から比較的に良く知られていなかったと思う。

即ち官選知事時代には、行政を下から上から横から見、その総合調整化に重点が置かれ、それが知事の機能の一つの要であつたと信じている。

しかし当時から政府内部でもこういう点が閑却されていた。

私が県の課長当時感じた事は、財源の伴わない仕事は地方に流れてくることをどうして防ぐか、又行政の総合調整を如何にするか(例地方自治と産業自治とは縁切れだつたが之をいかに取り入れるか)ということであつた。

ところで、戦後の改革は、行政の総合化が破かいされ独立官庁ができた、行政委員会制度を設けたりして、又国の財政、予算の査定を通じて、そ

の他大事な面が閑却されてきている。

2 道州制の実施

以上の観点から道州制を考えて見たい。道州制を設けることは賛成である。たゞこれを自治体とすることはどうか、官庁だけでよいと考える。又この場合次の三点が望ましい。

イ 現行の府県は廃止し、事務はできるだけ市町村に移し、市町村では処理できぬ仕事を道州庁で行う。

ロ 中央政府との関係については、中央の各省は企画（プランニング）だけをやり、執行面はあげて道州庁に任せる。

ハ 国の出先機関は全部道州庁に包含すると同時に思い切った行政整理を断行する。

このような案は今日の政治情勢から見ても、実現は不可能であろう。しかしこの案が良いとなればこの際その方向をきめる事は実益がないとは思わぬ。ある年限が経てば必ず実現されると思う。

知事選任の問題も、若し現行制度を維持するのであれば、官選は反対である。何故なら、現在の知事の仕事の範囲は昔の知事の権限の一部乃至は内務部長の仕事の一部に過ぎない。

現に警察、教育は知事の手からはずされ或は労働、建設等も多くは国の方に移されている。従つて仮りに公選による弊害があつても行政面に大した実害はないと思う。あえて官選にしてデモクラシーを踏みにじつてまで実行に移す必要は認めぬ。

しかし道州がよいとなればその線で行政の総合調整化を図り、その場合知事は公選又は身分は地方公務員でなく官選でよいと信じている。

河野委員（関係行政機関）

これから述べることは、政府側の意見でもなく、大蔵省の意向でもない。従来考えている私個人の意見である。

当調査会で問題としてとりあげ、発表されている各位の意見を聞いてみると、広域行政と知事公選の論議が中心となつて思うので、この二つを根本として私見を述べて見たい。

1 府県の規模

明治二十三年にできた府県が、その後交通、産業の発達、人口の増加、社

会の進展により、狭きに失することは仰せの通りであり、現実の問題として、自治行政の単位としては狭少である。その上大都市の発展からも問題となり、また、町村合併の面からも府県がゆすぶられていることも一つである。国家行政の立場からも今日国家的行政がふえてきている関係もあり、現在のように完全自治体としての性格を持たせるには、もう少し大きい面で考えて行く必要が生ずる。

もう一つ、国と地方の財政調整の面でも、区域が狭すぎ、地域的な統合が必要である。（例 鳥取県は国税全部を地方の自主財源にしても、なお、行政費を賄うに足りない。）

要するに府県は当会委員の皆が云う方向に行くべきものと思う。

2 知事公選

公選知事にも色々問題がある事を知っている。卒直に云つて、政府各省はこれに対し批判的である事は、内務大臣、地方長官が国の力で色々な見地から行政を行つたかつての名残が残っているためであらう。国策的な地方行政も現在では補助金と結びつけてでなくては行われず、補助金行政の面からそうそう監督もできず困ると各省では云つてゐる。

又中央との人事の交流もできず、国の出先機関の整理の問題もあり、この二つは重大であるが、白紙に絵をかくように甘く行けるか疑問である。

要するに、知事公選については、公選をとるとしても、そこに何らか国家的意志がはい入るようになる必要があるとも思われ、公選が一がい悪いと云えるかどうかの問題もあり、一方だけを見て他を顧みないのも妥当でないと考える。

3 道州制

道州制は望ましいが、行政の実態の根本をきめずして道州を云々し、すぐ明日からでもできると即断することは無理であらう。根本はその方向に置きながら、一歩一歩漸進的に、それに近づくように制度を改めるべきであらう。

4 財政面から見た府県制度

次に、財政の面から見て、現在の府県制度にどのような欠陥があるか、中央、地方を通じて、財政運営が最も合理的に行われるにはどうしたらよいかなどについて触れてみたい。

府県制度が問題とされる場合、事務並びに財源の適正分配によつて現制度の欠陥は相当は正できると云われており、これは一面の真理をついてはいるが、私は現状では事務分配によつては直し得ない段階にきているものと思う。事務分配ということが余り大きく視られ過ぎていく傾がある。

国から地方へ、府県から市町村へと事務再分配を行うということも、実際は難かしいであろう。神戸勧告や政令諮問委員会の答申のこの問題は、実際問題としてどうかと思う感じである。

事務と財源との関係も、仮りに事務は移譲されたが、財源がこれに伴わないという事態も起り得るし、いづれにしても事務配分、財源配分による中央、地方を通じての財政の健全化乃至は府県制度の完全化は大して期待がもてないと思う。

5 府県機構の多元化

現行府県の執行機関は多元化している。人事、教育、選管、労働等各種の行政委員会があり、知事の責任が分散している。(殊に知事の財政責任が分離しているのは考へもの)

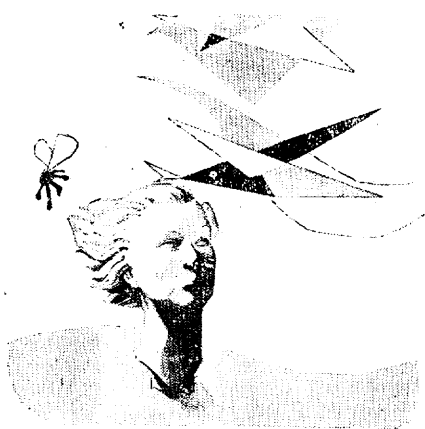
従つて財政上から見ても無駄が多く、経費の合理性の点からも一つの限界があると思う。

又地方議会にしても、昔は議員数七、八万であつたものが、今では、二十万もあり、議会が知事を牽制し過ぎて歩調が合わず、結局多元的行政は責任の帰趨を不明確にし、為に却つて能率を減じている。

更にもう一つ、執行機関には色々の面が法令で画一的に縛られているので、創意工夫を施す余地が狭められ、同時に財政的選択の余地がなくなつていく。

6 地方財政計画

国と地方との財源配分について策定される地方財政計画も、単に自己満足的なものである。即ちこの計画は地方の財源要求を積み上げて策定したものでなく、一定の財源を国と地方でどう配分するかという計画に過ぎず、実際問題として地方団体がどう云う風にやるかは別問題となつていく。従つて地方自治がそれによつて如何に動いているかという事は閑却されている。





揮発油譲与税の11月交付額

自治庁では、揮発油譲与税の11月交付額を2,640,712千円と決定、11月22日各都道府県へ交付した。
各府県及び五大市別配分額は次のとおり。

揮発油譲与税の府県別交付額調

都道府県名	11月譲与税額計 円	都道府県名	11月譲与税額計 円
北海道	137,422,553	埼玉県	48,061,746
青森県	47,866,079	千葉県	51,496,848
岩手県	50,200,739	東京都	166,952,501
宮城県	56,074,695	神奈川県	62,815,489
秋田県	52,949,597	新潟県	75,214,453
山形県	50,172,316	富山県	32,423,438
福島県	73,423,448	石川県	37,367,756
茨城県	54,719,084	福井県	31,212,255
栃木県	54,074,473	山梨県	28,784,130
群馬県	48,381,496	長野県	59,443,954
		岐阜県	56,583,928

静岡県	59,596,007	愛知県	37,559,993
三重県	90,735,792	岐阜県	33,039,934
滋賀県	40,657,052	岡崎市	82,092,253
京都府	34,018,491	佐賀市	31,123,157
大阪府	39,210,994	長崎県	32,450,562
兵庫県	153,051,821	熊本県	54,096,770
奈良県	61,196,022	大分県	40,822,119
和歌山県	23,998,473	宮崎県	50,162,826
	37,691,041	鹿児島市	60,297,154

鳥取県	27,030,628	横濱市	24,575,971
島根県	43,639,876	名古屋市	23,348,668
岡山県	43,783,209	名古屋市	26,410,819
広島県	59,024,340	大阪市	32,456,851
山口県	52,541,361	神戸市	21,556,565
徳島県	30,929,452	合計	2,640,712,000
香川県	27,662,816		

入場譲与税10月交付額

自治庁では昭和29年度入場譲与税の10月交付額は4,074,000千円と決定。
各府県別の譲与額は次のとおり。

入場譲与税の1月交付額

政府は1月11日の閣議で、入場譲与税の1月交付額を4,070,000千円と決定、14日各都道府県へ交付した。
各府県別譲与額は次のとおり。

入場譲与税の府県別交付額調

都道府県名	入場譲与税額 円		都道府県名	入場譲与税額 円	
	北	海		滋	賀
北海道	209,824,698		京都府	89,532,959	
青森県	62,663,946		大阪府	188,404,399	
岩手県	65,783,352		兵庫県	161,679,729	
宮城県	81,253,817		奈良県	37,313,239	
秋田県	63,941,974		和歌山県	47,973,076	
山形県	66,302,056				
福島県	100,741,345		鳥取県	29,316,725	
茨城県	99,619,041		島根県	44,575,195	
栃木県	75,735,106		岡山県	81,139,369	
群馬県	78,222,287		広島県	101,697,423	
埼玉県	104,846,967		山口県	75,267,153	
千葉県	104,485,110		徳島県	42,912,450	
東京都	306,635,780		香川県	46,210,146	
神奈川県	121,514,472		愛媛県	74,338,869	
			高知県	42,685,948	
新潟県	120,211,826				
富山県	49,276,162		福岡県	172,437,455	
石川県	46,760,015		佐賀県	46,164,230	
福井県	36,751,062		長崎県	80,377,017	
山梨県	39,632,778		熊本県	89,271,530	
長野県	100,664,998		大分県	61,204,990	
岐阜県	75,445,737		宮崎県	53,312,715	
静岡県	120,723,496		鹿児島県	98,089,452	
愛知県	165,619,224				
			計	4,074,000,000	
三重県	71,374,796				

入場譲与税の府県別交付額調

都道府県名	人口 総数		入場譲与税額 円
	北	海	
北海道	4,295,567		209,824,698
青森県	1,282,867		62,663,946
岩手県	1,346,728		65,783,852
宮城県	1,663,442		81,253,817
秋田県	1,309,031		63,941,974
山形県	1,357,347		66,302,056
福島県	2,062,394		100,741,345
茨城県	2,039,418		99,619,041
栃木県	1,550,462		75,735,106
群馬県	1,601,380		78,222,287
埼玉県	2,146,445		104,846,967
千葉県	2,139,037		104,485,110
東京都	6,277,500		306,635,780
神奈川県	2,487,665		121,514,472
新潟県	2,460,997		120,211,826
富山県	1,008,790		49,276,162
石川県	957,279		46,760,015
福井県	752,374		36,751,062
山梨県	811,369		39,632,778

鹿 児 島	2,008,104	98,089,452
合 計	83,403,623	4,070,000,000
注 人口総数は、昭和25年国勢調査人口によつた。但し、鹿児島県にあつては大島郡十島村(2,854人)及び奄美群島(201,132人)の人口をそれぞれこれに加えた。		
野 早 岡 知	2,060,831	100,664,998
長 岐 静 岡	1,544,538	75,445,737
愛 知	2,471,472	120,723,496
	3,390,585	165,619,224
三 滋 賀 都 府 知	1,461,197	71,374,796
二 滋 賀 都 府 知	861,180	42,065,886
大 阪 府 知	1,832,934	89,532,959
大 阪 府 知	3,857,047	128,404,399
大 阪 府 知	3,309,935	161,679,729
大 阪 府 知	763,883	37,313,239
大 阪 府 知	982,113	47,973,076
大 阪 府 知	600,177	29,316,725
大 阪 府 知	912,551	44,575,195
大 阪 府 知	1,661,099	81,139,369
大 阪 府 知	2,081,967	101,697,423
大 阪 府 知	1,540,882	75,267,153
大 阪 府 知	878,511	42,912,450
大 阪 府 知	946,022	46,210,146
大 阪 府 知	1,521,878	74,338,869
大 阪 府 知	873,874	42,685,948
大 阪 府 知	3,530,169	172,437,455
大 阪 府 知	945,082	46,164,230
大 阪 府 知	1,645,492	80,377,017
大 阪 府 知	1,827,582	89,271,530
大 阪 府 知	1,252,999	61,204,990
大 阪 府 知	1,091,427	53,312,715

第四回定例道議会の議決を経た 條例の公布調

件	名	議決月日	番公布月日
北海道知事等に対する昭和二十九年十二月における期末手当支給に関する条例	一一、二五	一一、二五	一一、二五
北海道職員に対する昭和二十九年十二月における期末手当支給に関する条例	同	同	同
北海道学校職員に対する昭和二十九年十二月における期末手当支給に関する条例	同	同	同
北海道地方警察職員に対する昭和二十九年十二月における期末手当及び勤勉手当の支給に関する条例	同	同	同
風俗営業取締法施行条例の一部を改正する条例	一一、二八	一一、二八	一一、二八
国営土地改良事業負担徴収条例	同	同	同



地方行政疑義問答集

被生活保護者の実態調査についての疑義

(昭和二九、八、一九、自行政発第一四六号)
神奈川県総務部長宛 行政課長回答

問一 市議会が被生活保護者の個々の実態(氏名、住所、職業、支給金額及びその開始年月日等)の説明を保護の実態機関或いは福祉事務所に求めた場合、市長及び福祉事務所長は地方自治法第九十九条によりこれらの事情を当然口頭、若しくは文書で説明されるべきものと解するが如何。

問二 一の場合、市長は公務上知り得た秘密事項であるとして説明を拒否することが出来るか。

問三 右の場合、秘密会を開けばその説明を求めることができるか。

問四 厚生省の解釈では秘密会の場合も説明されるべきではないとするが、厚生省から正式通牒のないものに対して何を根拠として理事者はこれを秘密事項と決定することが出来るか。

問五 機関委任事務の場合は地方自治法第九十八条で検査の対象にはならないと思ふが、生活保護費の場合は、その事務の管理、議決の執行及び出納の検査をすることは出来ると思ふが如何。またその検査の限界如何(生活保護費については、

市もその一部を負担している)。

答一 市長に対しては法律的にはお見込のとおり。

なお、福祉事務所に對して、直接説明を求めることは同条によつてはできないと解される。

答二 設問の件については具体的事情によつて判断すべきであるが、少くとも主務大臣から秘密に属する事項であるとする指示がある限りはお見込のとおりと解する。

答三 秘密会は、公務員の秘密保持の義務を免除するものではないから、その説明を強制することはできない。

答四 答二、三により承知せられたい。

答五 出納経理の面においてはともかく、事務の執行についてはできないものと解する。

議長選挙について

(昭和二九、八、二六、自行政発第一五四号)
岐阜県総務部長宛 行政課長回答

問一 正副議長の選挙を全員異議なく、記名投票により行つた場合の当選は有効なりや。

問二 正副議長の選挙について記名投票及び無記名投票の二論に分れ採決の結果記名投票と決定し、記名投票により当選した場合、右当選は有効なりや。

答一、二 正副議長の選挙を記名投票によることはできないから、ともに無効になるものと解する。

地方自治法第百条の調査権について

(昭和二九、九、一五、自庁行発第一七三号)
(三原市議会副議長宛 行政課長 回答)

問一 議会が地方自治法第百条の規定に基き、市長に対し市長が現に保管中の必要書類の提出を要求した場合に、期限迄に提出しなかつた場合は如何。

問二 一の場合において、議会が市長に対し市長が現に保管中の必要書類の提出を要求するには何日程度の猶予を与えるべきか。

問三 議会が調査特別委員会を設置し、これが必要経費を要求した場合、市長は直ちに予算措置をすべきと思うが如何。また右予算措置をしなかつた場合は如何。

答一 正当の理由がないのに提出を拒んだ場合は、第百条第三項の規定により罰則の適用がある。

答二 直ちに提出しうると認められるものについては直ちに提出すべきものであり、必要書類の内容によつて然るべく決定する外はない。

答三 地方自治法第百条第十一項の規定による予算の定額以上に調査費を必要とする認められる場合においては、長に対して予算の追加を認めるべきものである。

議会運営上の疑義について

(昭和二九、一〇、五自内行発第五三号)
(仙台市議会議長宛 行政部長 回答)

問 市議会の会議中、議場が極度に混乱し、到底整理することができないもので、議長は地方自治法第百二十九条第二項によりその日の会議を閉じる旨の宣言をし、議会を散会せしめたことは適法の措置と思うがどうか。

答 お見込のとおり。



報道から拾う

入場税の滞納と体刑

映画館の経営者である入場税の特別徴収義務者が、入場税五百余万円を滞納したため地方税不納入罪に問われ（地方税法第九十二条）懲役十月執行猶予三年、罰金五百三十万円の判決を受けたが、

税金滞納は自治体に対して金銭支払債務を負担するに過ぎないからその支払期日に遅れたからといって、これに体刑を科するのは残酷で憲法第三十六条に違反する

として上告した。これに対し最高裁は

納税者から既に税金を徴収しておきながら自治体に納入しないのは単純な滞納と異り、その犯罪は業務上横領に類似した性質をもつから詐欺、脱税と同様な刑に処したとて残酷な刑ではないとして上告棄却した。

停電ストに判決

電産ストはなやかだつた旧電気事業法時代に、停電ストは合法か違法かについて全国各裁判所で有罪無罪まちまちの判決があつたケースについて最高裁は十二月十日「原判決破棄、免訴」の判決を言い渡した。

事件は昭和二十三年十月の電産ストの際旧日発福岡支部執行委員長、同猪苗代分会闘争委員長、同戸畑分会委員長ら十一被告が数十カ所の発電所、変電所で送電停止、野放し送電などを行つたため電気事業法第三十三条違反として起訴され、福岡地裁、仙台高裁は有罪、福岡地裁小倉支部は有罪、福岡高裁は無罪をいづれもまちまちの判決を受けていたものである。

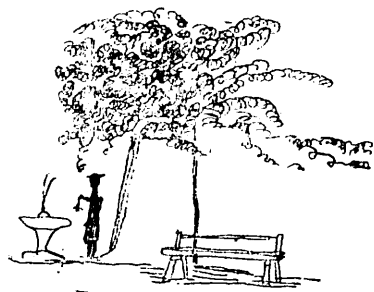
福岡高裁無罪の理由としては、

電気事業法で禁止した送電停止などは労働組合法で保障した正常な争議行為の範囲内なので違法性を阻却する

とした。ところで電気事業法は二十五年七月三十一日公益事業令に引継がれたが、同令はボツダム政令のため、二十七年十月二十四日限りで失効することになるのでその代りの法律を立案中同年夏の抜打解散でお流れとなり、同年十二月二十七日ガス、電気臨時措置法をつくつて公益事業令を復活させたが、この間二カ月の空白があつたため最高裁では停電ストの合法性に触れることなく、

犯罪後の法令により刑が廃止されたときに当ると解して、檢察側が主張する「犯行当時法律が有効であれば有罪である」との限時法理論を退けて免訴の判決を行つた。

なお、電気ストに関しては現在スト制限法があるためこの最高裁判決は別に影響はないことになる。



昭和三十年一月二十日発行

北海道議会時報
(第七卷第一號)

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局

電話②六九一九番

十二月のメモ

- 1 ○東独も国軍を創設 モスクワ会議。
○米、国府相互防衛条約成る。
- 2 ○齒舞はソ連領に非ず、ア米大統領が声明。
○決算委証言問題で内閣声明を発表。
- 3 ○遠羽線に四千万円、国鉄新線建設費配分額決る。
○陛下にブラジル最高勳章贈呈。
- 4 ○補正予算衆院通過。
- 5 ○国際原子力機関設置決る、国連総会。
○日中友好協会道連総会開かる。
- 6 ○朝日マラソンにゴルノ（アルゼンチン）優勝。
○三派の共同提案で不信任案提出さる。
- 7 ○補正予算成立。
○内閣遂に総辞職。
- 8 ○緒方氏自由党総裁に就任。
○野幌機農高臨時休校に入る。
- 9 ○後継首班に鳩山氏指名。
○一九五四年度ノーベル賞受賞式行わる（ストックホルム）
- 10 ○鳩山新内閣成立。
- 11 ○北海道開発庁長官に三好英文氏。
○衆議院議長に松永東（埼玉）氏決定。
- 12 ○開発政務次官に木村文男氏（青森）決定。
○中頓別地方零下二十度の寒波。
- 13 ○竹島切手問題で韓国遊抗議。
○各省政務次官決る。
- 14 ○賠償請求権を放棄、カンボジア政府から通告。
○衆院副議長高津正道氏（左社）決定。
- 15 ○旭川北王製油焼く、損害四千万円。
○函館ドック争議妥結。
- 16 ○第四回定例道議会開会。
○道執行部の異動発令。
○韓国首相来日。
○国会自然休会。
- 17 ○北教組、全道庁、年末手当斗争妥結。
○札幌附近に大雪。
○旭川隣保館焼く。
- 18 ○大村収容所の韓国人全員を釈放。
○原子マグロの検査中止。
○仏内閣信任さる（二八九対二五一）
○少年自衛隊募集に日教組対策指示。
○第四回定例道議会閉会。
○三十年度鮭鱈漁業要綱発表、母船十三船団を許可道漁業公社は二隻。
○日鋼争議調印終る。
○南美唄で大火 二十七戸焼く。